

※作成中のため内容が変更することがあります。

白馬村 子ども・子育て支援事業計画

平成27年4月
白馬村

目次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 - (1) 国の少子化対策
 - (2) 子ども・子育て支援事業計画策定の経緯
2. 計画の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
 - (1) 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方
 - (2) 子ども・子育て支援制度の概要
 - ①子ども・子育て支援制度の目的
 - ②子ども・子育て支援制度の内容
3. 計画の位置づけと期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
 - (1) 計画の位置づけ
 - (2) 他の計画との関係
 - (3) 計画の期間
4. 計画の策定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
 - (1) 計画の策定組織
 - (2) 実態把握
 - (3) 意見の聴取

第2章 白馬村の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

1. 人口・少子化の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
 - (1) 人口の推移
 - ①総人口の推移
 - ②年齢3区分別人口の推移
 - ③将来の人口推計
 - ④年齢3区分別人口の将来推計
 - (2) 出生の動向
 - ①出生数の動向
 - ②合計特殊出生率の推移
 - ③母の年齢階層別出生率
2. 白馬村の教育・保育事業等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - (1) 保育園・幼稚園の状況
 - (2) 小学校の状況
 - (3) 子育て支援ルームの状況
 - (4) 子育て相談支援センターの状況
 - (5) 放課後児童クラブの状況
 - (6) 母子保健事業の状況

3. ニーズ調査の結果概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

(1) 調査の概要

- ①調査目的
- ②調査項目
- ③調査対象者
- ④回収結果

(2) 家族の状況

- ①アンケートの回答者
- ②回答者の配偶者の有無
- ③アンケート対象の子どもの年齢

(3) 子育ての状況

- ①主に子育てを行っている人
- ②子どもをみてもらえる親族や友人・知人の有無

(4) 保護者の就労状況

- ①保護者の就労形態
- ②母親のフルタイムへの転換意向
- ③母親の就労意向

(5) 定期的な教育・保育事業の利用状況と希望

- ①平日の定期的な教育・保育事業の利用状況
- ②平日の定期的な教育・保育事業の利用希望
- ③土・日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

(6) 地域子育て支援拠点事業について

- ①地域子育て支援拠点事業の利用状況
- ②地域子育て支援拠点事業の利用希望

(7) 病児・病後児保育について

- ①子どもの病気等で幼稚園・保育園等を休んだ経験の有無とその対応（ここ1年）
- ②病児・病後児ための保育施設等の利用意向
- ③病児・病後児保育事業として望ましい形態

(8) 一時預かりについて

- ①不定期に子どもを預かる事業の利用状況（ここ1年）
- ②子どもを一時的に預ける事業の利用意向とその目的
- ③子どもを一時的に預ける事業として望ましい形態

(9) 放課後児童クラブについて

- ①小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所について
- ②放課後児童クラブの利用希望
- ③放課後児童クラブの土曜日と日曜・祝日の利用希望

(10) 子育てと仕事の両立について

- ①育児休業取得状況
- ②育児休業を取得しなかった理由

- (11) 白馬村の子育ての環境・支援に対する評価と要望
 - ①白馬村の子育ての環境や支援への満足度
 - ②白馬村の子育ての環境や支援への要望
- 4. 子どもと子育て家庭を取り巻く課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 - (1) 国全体の課題
 - (2) 白馬村の課題

第3章 計画の基本理念と施策

- 1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 2. 基本的方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 3. 基本的施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
 - (1) 子どもへの支援
 - (2) 子育てをする親（保護者）への支援
 - (3) 地域全体による支援
 - (4) 「ワーク・ライフ・バランス」の実現への支援
 - (5) 白馬村の風土や社会資源を活かした支援

第4章 子ども・子育て支援事業計画

- 1. 教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 2. 各年度における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期・・ 31
- 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期・・ 32
 - (1) 利用者支援事業
 - (2) 地域子育て支援拠点事業
 - (3) 妊婦健康診査
 - (4) 乳児家庭全戸訪問事業
 - (5) 養育支援訪問事業
 - (6) 一時預かり事業
 - (7) 延長保育事業
 - (8) 病児・病後児保育事業
 - (9) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- 4. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容・・・・・・・・ 34
 - (1) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援について
 - (2) 地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方
 - (3) 質の高い教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策
 - (4) 幼稚園教諭と保育士への合同研修に対する支援
 - (5) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策
 - (6) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携の推進方策
 - (7) 特定教育・保育事業者と小学校等との連携の推進方策

5. 次世代育成支援に関する施策	35
(1) 健やかに生まれ育つことができる環境づくり	
①安全な妊娠、出産への支援	
②子どもとその家族への支援	
③乳幼児の不慮の事故防止への取組み	
④育児不安の軽減と虐待発生予防への支援	
⑤障がい児施策の充実	
⑥医療体制の充実	
(2) 子育てを地域で支えあう村づくり	
①地域における子育て支援サービスの充実	
②保育サービスの充実	
③子育て支援ネットワークづくり	
④子どもの健全育成	
⑤ひとり親家庭の自立支援の推進	
(3) 生きる力を身につけられる人づくり	
①次世代の親の育成	
②食育支援	
③魅力ある学校教育の推進	
④家庭や地域の教育力の向上	
(4) 子育てを支援する生活環境の整備	
①良好な居住環境の確保	
②安心して外出できる環境の整備	
③安全・安心のまちづくりの推進	
(5) 男女共同参画の推進	
①男女共同参画の意識啓発	
②仕事と子育ての両立支援	

第5章 計画の推進体制

1. 関係機関等の連携	47
(1) 住民や関係団体等との連携	
(2) 地域の人材の確保と連携	
(3) 住民・企業等の参加・参画の推進	
2. 計画の達成状況の点検・評価	48

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の少子化対策

近年わが国の少子化傾向は、ますます進行し、平成17年には合計特殊出生率（ひとりの女性が一生涯の間に生むと考えられる子どもの数）が1.26まで低下しましたが、平成18年以降はわずかながら増加に転じ、平成24年では1.41となっています。しかし依然として、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率2.08を下回っている状況が続いており、この流れは今後も続く予想されています。

こうした近年の出生率の動向を想定し、国は仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境作りに向けての検討を始め、平成6年に「エンゼルプラン」を策定し、平成11年度を目標として保育サービスの充実を図り、平成11年には、保育サービスに加え雇用、母子保健等の事業も盛り込んだ「新エンゼルプラン」を策定しました。また、平成15年には次世代育成支援対策推進法が制定され、家庭と事業者、行政が一体となって次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために、地方公共団体、一般事業主及び特定事業主に各々の行動計画の策定が義務付けられました。

しかしながら、依然として少子化は進行しており、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などから、多くの子育て家庭が子育ての孤立感と負担感を抱いているのが現状です。

また、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、深刻な待機児童問題、仕事と子育ての両立支援の環境整備が不十分であることなどから、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法[※]」が制定されました。

※子ども・子育て関連3法

①子ども・子育て支援法

②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(2) 子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

「子ども・子育て関連3法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」へ移行します。

「子ども・子育て支援新制度」は、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指して創設されるもので、新制度においては、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

これまで白馬村では、平成17年に「白馬村次世代育成支援行動計画」（前期計画）、平成22年に「白馬村次世代育成支援行動計画」（後期計画）を策定し、「未来への光で村を輝かそう！」を基本理念として、子どもが健全に育ち、親が安心して子どもを生み育てることができる地域を目指して、総合的な子育て支援を行ってきました。子どもを取り巻く環境等が大きく変化する中、新制度の実施に伴い、白馬村においても「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の全体像

(1) 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方

白馬村が子育て支援の取組みとして策定してきた「次世代育成支援行動計画」は、子ども・子育てに関する総合的な施策を取りまとめたものでした。一方、新制度で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、区域ごとの「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備にとどまらず、生まれて良かった、育てて良かったと思えるような地域づくりを目指し、白馬村における総合的な子ども・子育て支援施策として、子どもや親、地域社会などさまざまな観点からの取組みを進めていくことが重要です。

(2) 子ども・子育て支援制度の概要

①子ども・子育て支援制度の目的

「子ども・子育て支援新制度」とは、子ども・子育て関連3法に基づく制度で、■「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、■「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、■「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的としています。

②子ども・子育て支援制度の内容

具体的な内容については以下のとおりです。

■質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

・幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園※」制度の改善、普及促進

(「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化)

※認定こども園

幼稚園と保育所両方の役割をもつ施設で、以下の機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のこと

- ・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
- ・地域における子育て支援を行う機能

■保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

・地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定

・教育・保育に対する財政措置の充実(認定こども園、幼稚園、保育所の給付制度の統一、地域型保育事業※の給付制度の創設)

※地域型保育事業(市町村による認可事業)

3歳未満の少人数の子どもを保育する次の4事業

・家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

■地域の子ども・子育て支援の充実

・子育てに対する多様な支援の充実(地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、放課後児童クラブなど「地域子ども・子育て支援事業」の充実)

3. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

さらに、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村次世代育成支援行動計画として、これまで取組みを進めてきた「白馬村次世代育成支援後期行動計画」を引き継ぎ、一体化した計画として位置づけます。

(2) 他の計画との関係

本計画は、村のまちづくりの基本となる「白馬村第4次総合計画」の部門別計画です。策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえながら、「白馬村第4次総合計画」が掲げる基本理念「白馬の里にひと集い 暮らし健やか むらごと自然公園」を目指し、その他関連計画との整合を図って策定します。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

4. 計画の策定方法

(1) 計画の策定組織

本計画は、児童福祉の関係者、保護者の代表者、行政機関などから構成される「白馬村子ども・子育て会議」での検討を踏まえ策定いたしました。

(2) 実態把握

本計画の策定にあたり、「白馬村子ども・子育て支援事業計画アンケート」を実施いたしました。

(3) 意見の聴取

パブリックコメントを実施しました。

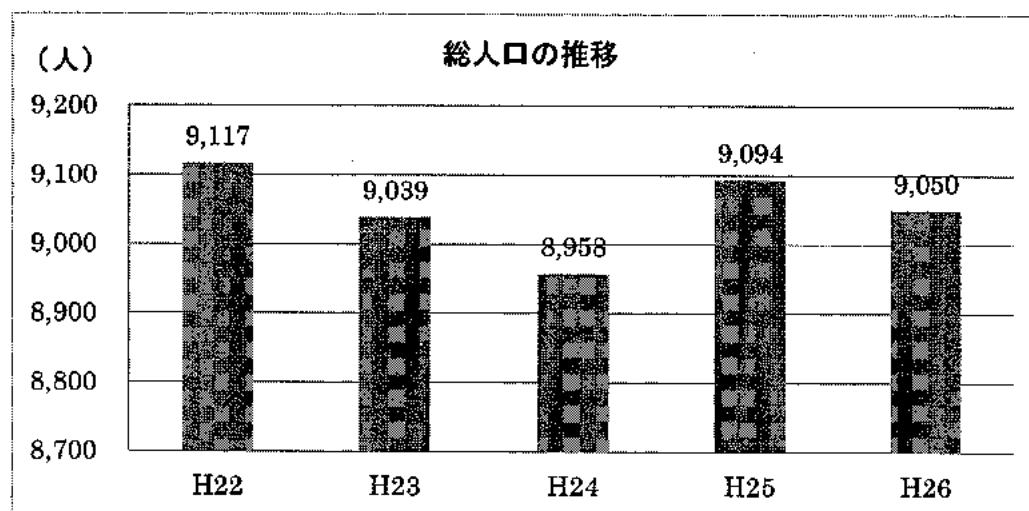
第2章 白馬村の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

1. 人口・少子化の動向

(1) 人口の推移

① 総人口の推移

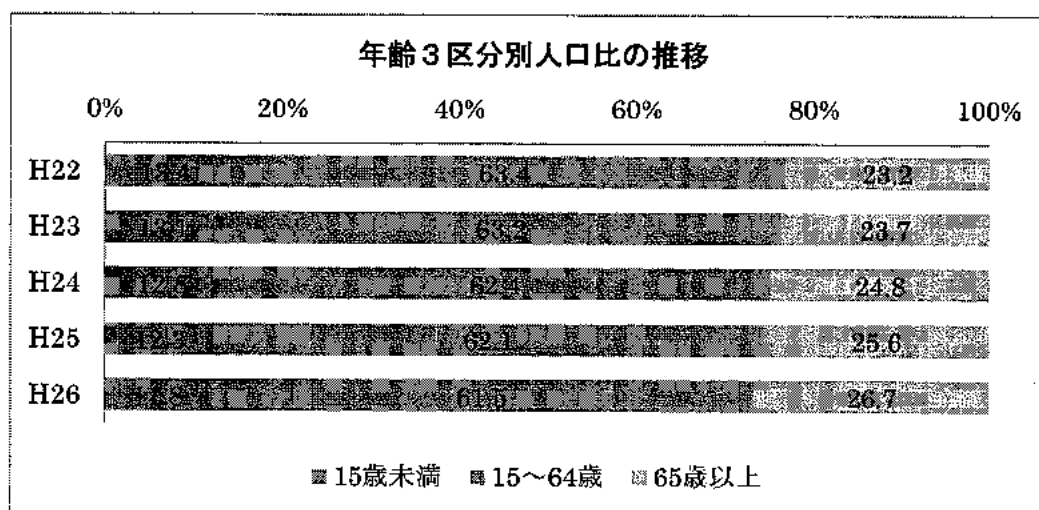
平成25年からは、人口数に外国人を含むこととなったため増加しましたが、村の総人口は減少傾向となっております。



資料：白馬村統計（各年4月1日現在）

② 年齢3区分別人口の推移

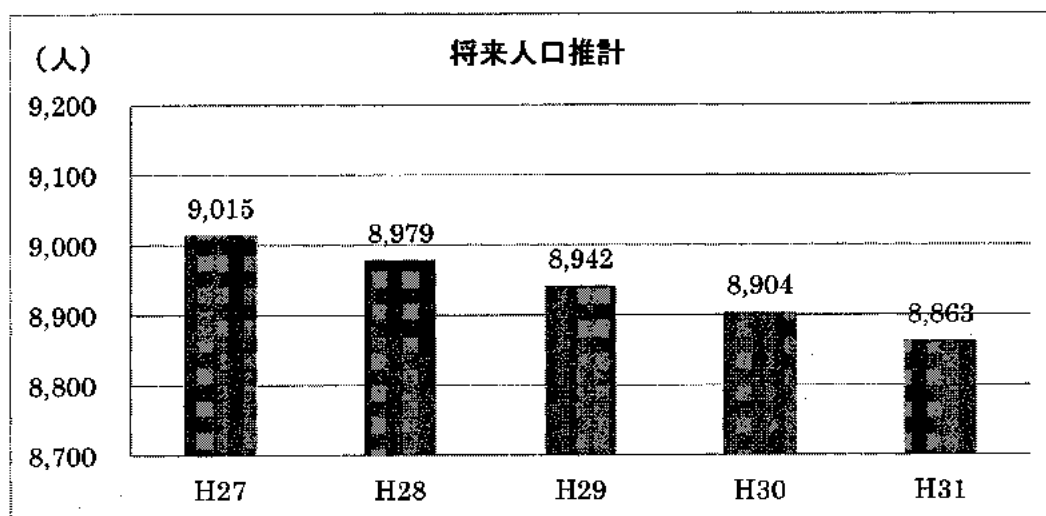
15歳未満の年少人口比率は年々減少傾向にあり、平成26年は11.8%となっています。これに対し、65歳以上の高齢者人口比率は上昇しており、平成26年は26.7%となっています。



資料：白馬村統計（各年4月1日現在）

③ 将来の人口推計

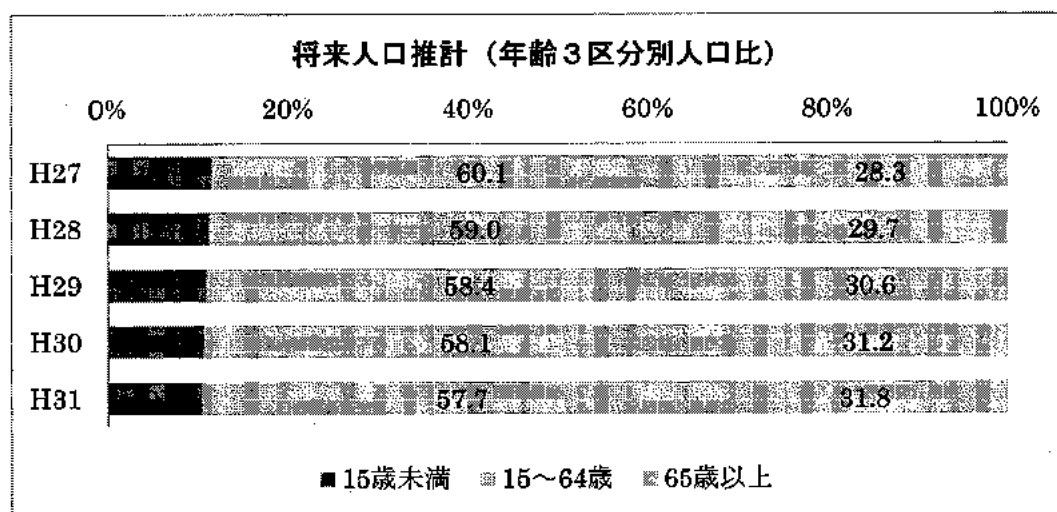
将来の人口は減少傾向にあり、平成28年には9千人を下回ると予測されます。



数値は平成26年4月1日現在の人口に基づいたコーホート変化率法*による人口推計

④ 年齢3区分別人口の将来推計

少子高齢化はますます顕著になる傾向が続き、高齢化率は平成31年には31.8%になると予測されます。



数値は平成26年4月1日現在の人口に基づいたコーホート変化率法*による人口推計

※コーホート変化率法

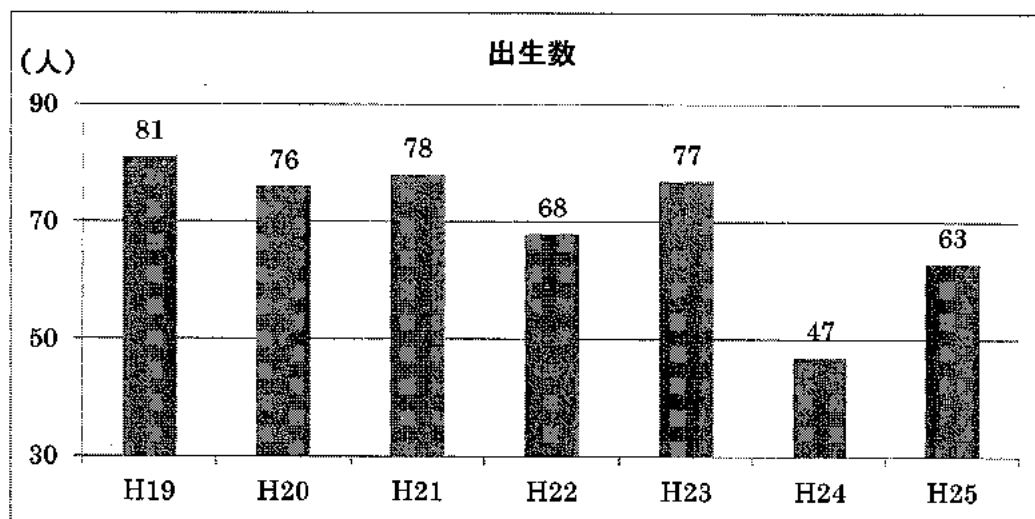
各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団のこと）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

推計するものが比較的近い将来の人口で、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に比較的簡便に推計することができるため、この方法を用いることとした。

(2) 出生の動向

① 出生数の動向

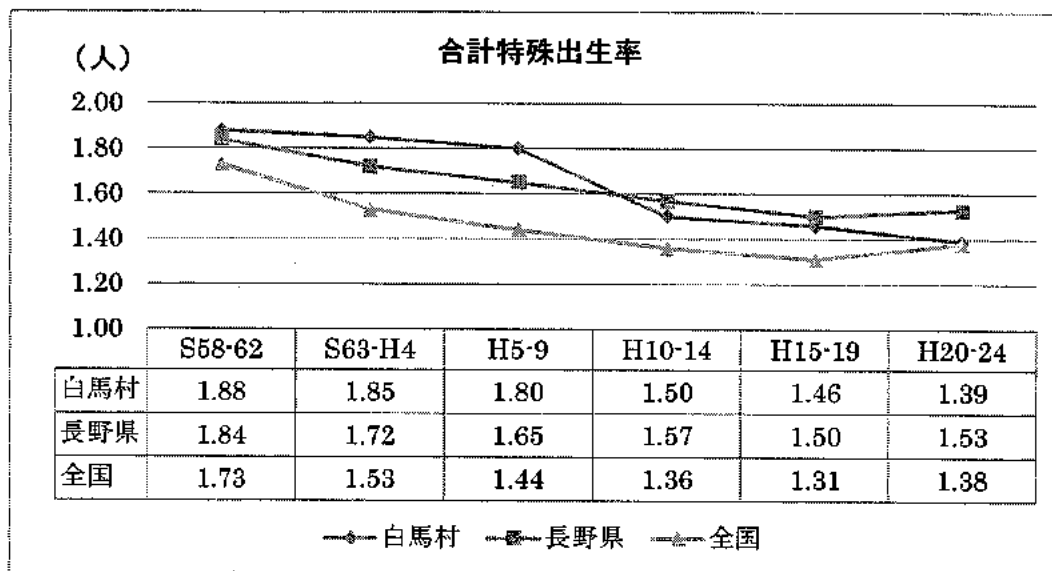
出生数は年々減少傾向にあり、平成元年以降の統計によると、平成9年がピークで109人だった出生数が、平成24年では47人となっております。



資料：白馬村人口動態

② 合計特殊出生率*の推移

白馬村の合計特殊出生率は年々低下傾向にあり、平成20年～24年集計値では県内で3番目に低い値となっています。



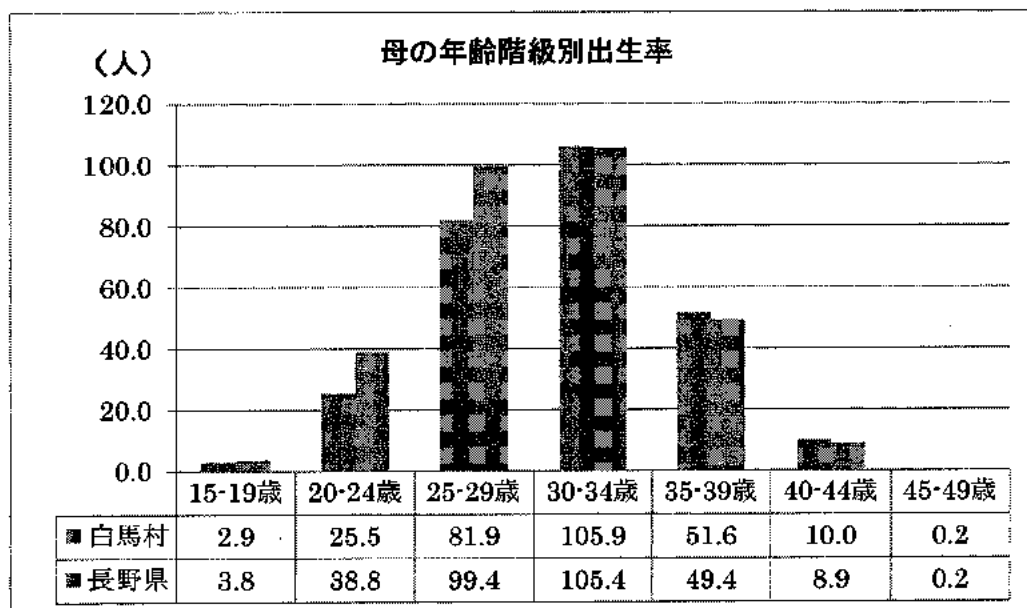
資料：厚生労働省人口動態統計

※合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別（年齢階級別）出生率を合計したもので、1人の女性が一生に産む子供の平均数を示す。人口動態の出生の動向をみるときの重要な指標となっている。

③ 母の年齢階級別出生率

白馬村は県に比べ30歳未満の出生率は低く、また30歳以上は高くなっており、晩産化の傾向となっています。

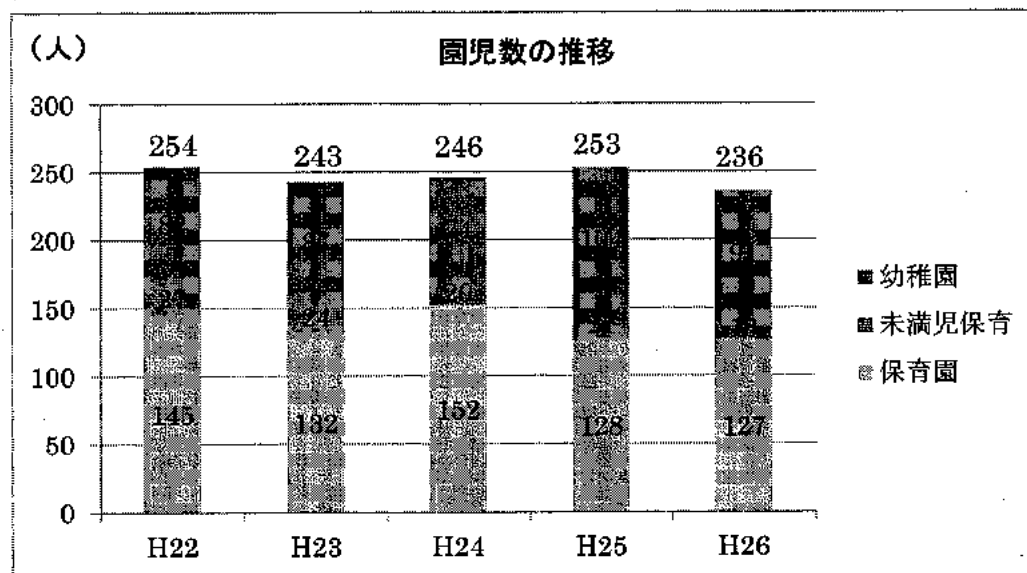


資料：厚生労働省人口動態統計（平成20年～平成24年集計値、女性人口千対）

2. 白馬村の教育・保育事業等の状況

（1）保育園・幼稚園の状況

園児数は概ね横ばいとなっています。



資料：白馬村統計（保育園各年4月1日現在、幼稚園各年5月1日現在）

○保育園

施設名	定員（名）	住所	保育時間
しろうま保育園	180	北城6509	7:30～18:30
主な事業内容			
通常保育（8:15～16:15） ・未満児保育（満10ヶ月から3歳児未満の子どもの保育） ・障がい児保育（心身に障がいをもった子どもの保育） 特別保育 ・延長保育（朝7:30～8:00、夕16:30～18:30） ・一時保育（満10ヶ月から就学前の未就園児の保育） ・土曜保育（土曜8:15～16:15）			

※平成19年4月に北部・中部保育所を統合し、しろうま保育園が開園。平成20年4月からは南部保育所を統合し、1園で運営。

■土曜保育事業

（単位：人）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用人数	544	470	456	531	548	465

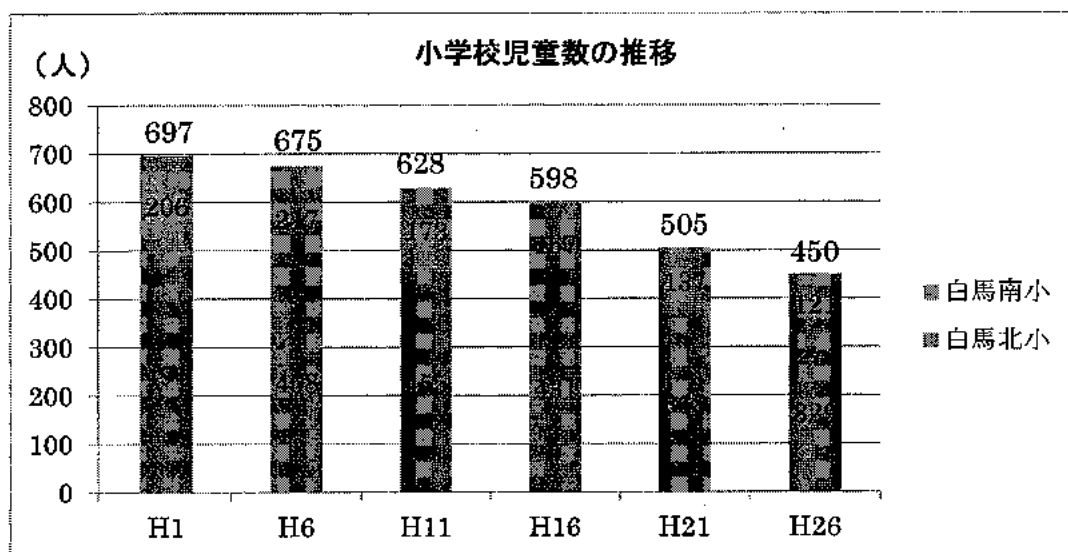
○幼稚園

施設名	定員（名）	住所	保育時間
白馬幼稚園	90	北城895-4	7:30～18:30
主な事業内容			
通常保育（8:30～15:30） ・延長保育（朝7:30～8:00、夕17:00～18:30） ・休日保育（土曜7:30～18:30） ・長期休業日預かり保育（月曜～金曜7:30～18:30）			

※平成15年4月開園

(2) 小学校の状況

児童数は南小、北小とも減少傾向にあり、平成26年度は平成16年度に比べ24.7%の減となっています。



資料：白馬村統計（各年5月1日現在）

施設名	住所
白馬北小学校	北城7078
白馬南小学校	神城7035

(3) 子育て支援ルームの状況

村内にお住いの乳幼児をお持ちの保護者に向けて、白馬村の子育て支援の拠点として様々な活動を行っています。

施設名	住所
白馬村子育て支援ルーム	北城6938
主な事業内容	
・なかよし広場 ・育児相談・身体測定（月曜日の午前中） ・一時保育（満10ヶ月から就学前の未就園児の保育） ・休日保育（日曜及び祝祭日8:30～17:00） ・自由利用 ・育児講座 ・食育活動 ・育児電話相談	

■事業別延べ利用者数

（単位：人）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
なかよし広場	2,453	1,782	2,236	2,251	1,721	1,849
自由利用	1,156	954	1,353	1,473	1,267	1,106
一時保育	464	528	1,174	1,169	1,322	1,006
休日保育	242	225	93	113	187	182

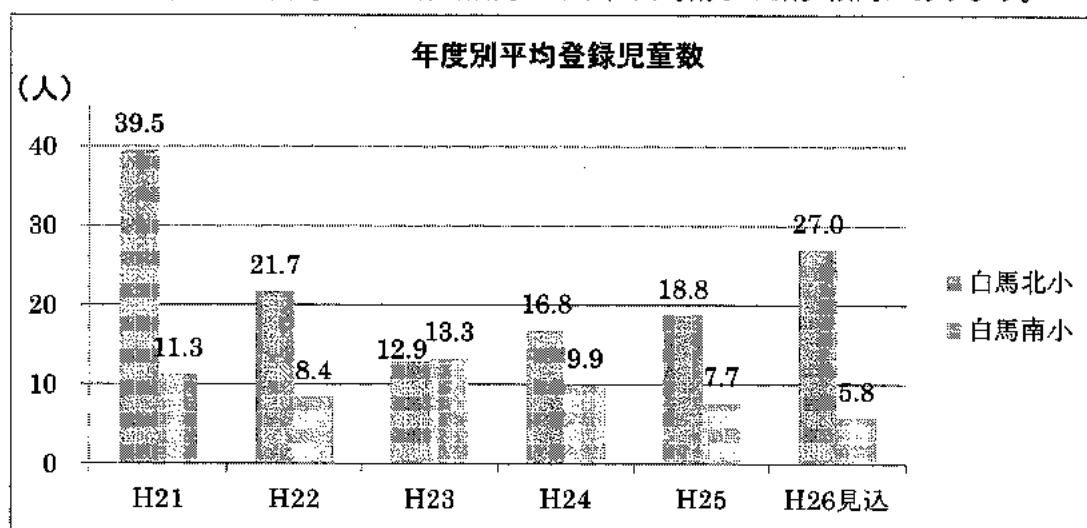
(4) 子育て相談支援センターの状況

平成26年4月に新しく開設し、子どもたちがそれぞれの個性や特性を大切にしながら健やかに成長し、持っている力を発揮できるように一人ひとりに合った育ちを応援します。

施設名	開設日	住所
白馬村子育て相談支援センター	平成26年4月	北城6938（支援ルーム内）
主な事業内容		
・あそびの教室（月2回の金曜日） ・ミニサーキットひろば（月1～2回の火曜日） ・あおぞら教室（月2回の月曜日） ・個別療育 ・保護者相談 ・個別相談 ・各種検査		

(5) 放課後児童クラブの状況

平成23年度から白馬北小は増加傾向にあり、白馬南小は減少傾向にあります。



資料：白馬村統計

施設名	住所
白馬北小放課後児童クラブ	北城7025（白馬村保健福祉ふれあいセンター3階）
白馬南小放課後児童クラブ	神城7035（白馬南小学校体育館内）
主な事業内容	
開設時間 平日：小学校の下校時間から午後6時まで 小学校の休業日：午前8時30分から午後6時まで 土曜日（7・8月のみ）：午前8時30分から午後5時まで	

※白馬南小放課後児童クラブは平成18年4月開設

■年度別開所日数

（単位：日）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
開所日数	252	251	252	253	255	253

(6) 母子保健事業の状況

子どもを安心して産み育てられるように健診や相談などを行っています。

施設名	住所
白馬村保健福祉ふれあいセンター	北城7025
主な事業内容	
・乳幼児健診、育児相談、乳幼児訪問、健康教育事業 ・予防接種事業 ・妊娠、出産支援事業 ・障がい児施策（早期発見、早期対応事業、巡回相談等）	

3. ニーズ調査の結果概要

(1) 調査の概要

①調査目的

子ども・子育て支援法に基づく新制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする「白馬村子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、この計画の策定に先立ち、確保すべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するための基礎資料として、就学前児童の保護者の意向を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

②調査項目

住民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」について。

③調査対象者

平成25年10月1日現在、村内に在住する就学前児童（0歳から5歳。ただし、同じ世帯に2人以上の対象児童がいる場合は一番年上の児童としています。）の保護者。

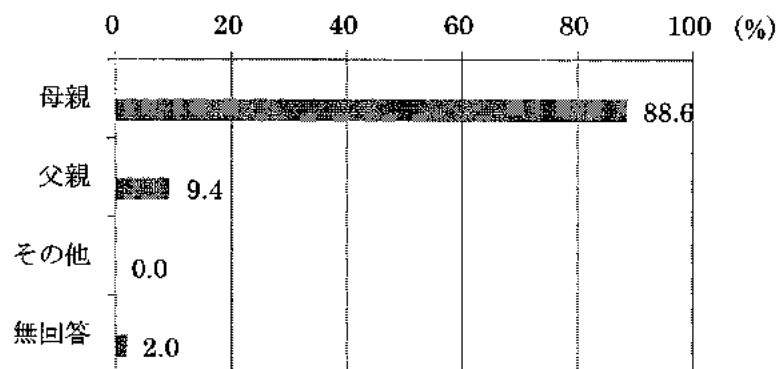
④回収結果

調査対象	発送数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	298	149	50.0%

(2) 家族の状況

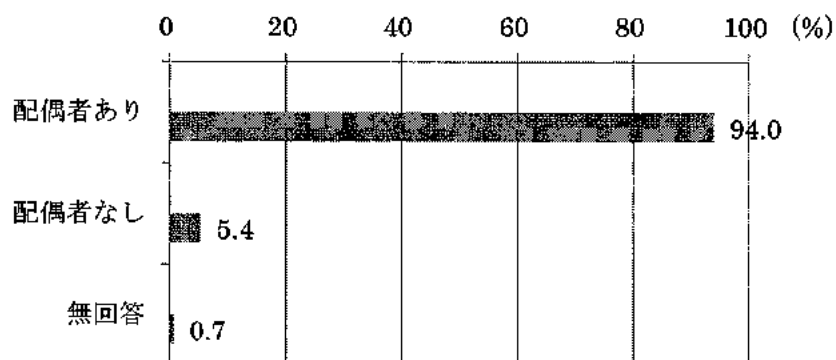
① アンケートの回答者

概ね母親が9割、父親が1割となっています。



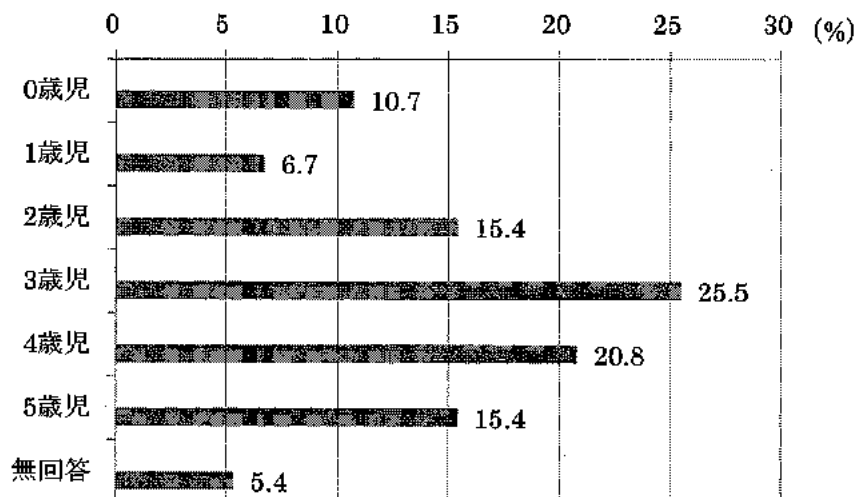
② 回答者の配偶者の有無

ひとり親家庭の割合は、5.4%となっております。



③ アンケート対象の子どもの年齢

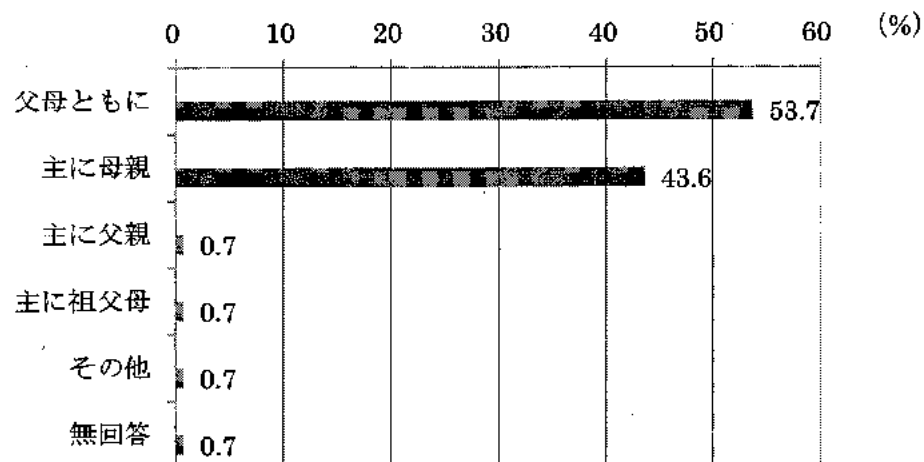
きょうだいがいる場合は一番年上を対象児童としているため、3歳未満児の割合が少なくなっています。



(3) 子育ての状況

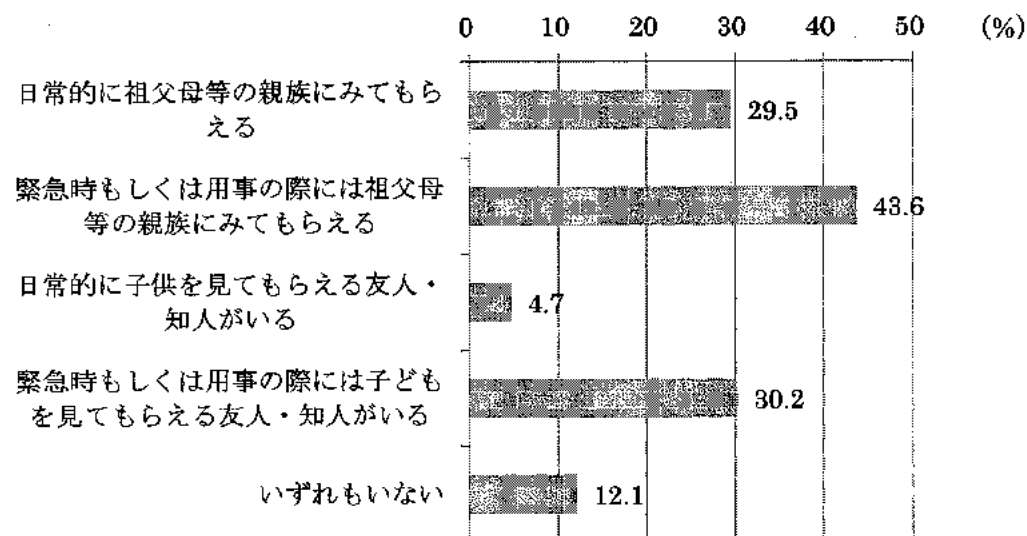
① 主に子育てを行っている人

「父母ともに」が5割強で最も多く、次いで「主に母親」が4割強となっています。



② 子どもをみてもらえる親族や友人・知人の有無

「子どもをみてもらえる親族や友人・知人がいる」と回答した人が84.6%、「いずれもない」と回答した人が12.1%、無回答が3.3%となっています。

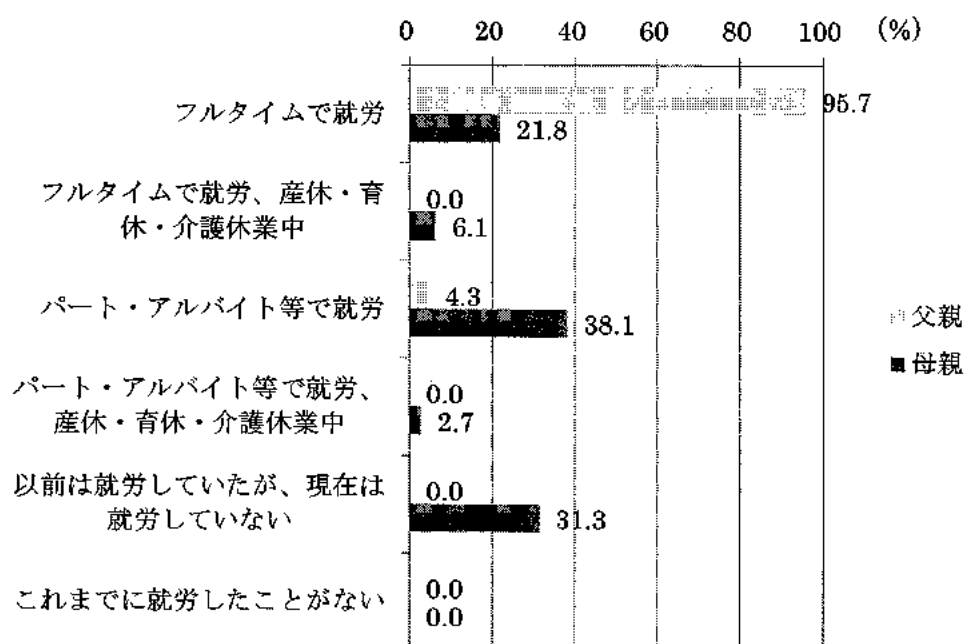


※回答者 149 名による重複回答

(4) 保護者の就労状況

① 保護者の就労形態

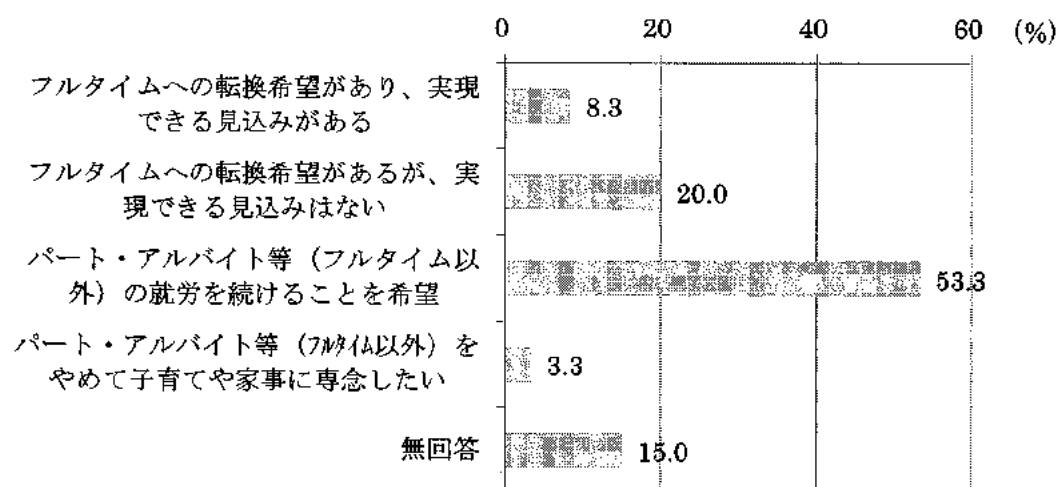
母親の就労状況は、現在就労中が6割となっております。一方、父親の就労状況は「フルタイムで就労」が9割を超えています。



② 母親のフルタイムへの転換意向

パート・アルバイトで働いている母親のうち、5割強が「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」しており、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」は2割となっています。

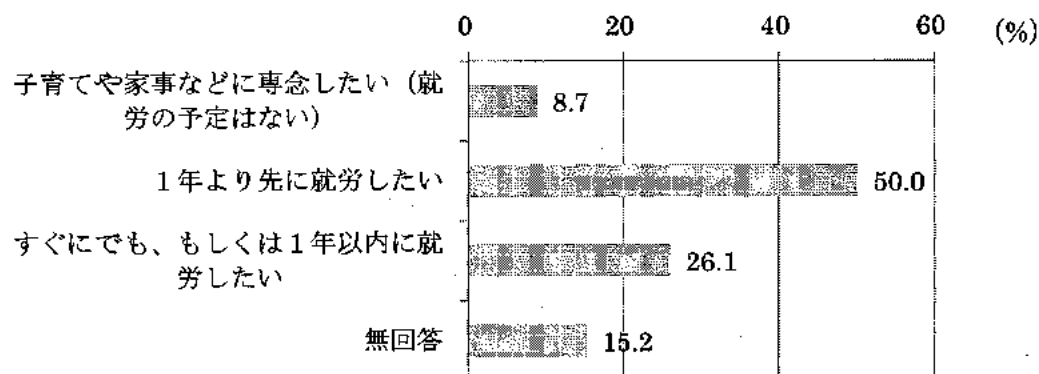
【母親がパート・アルバイト就労者のみの回答】



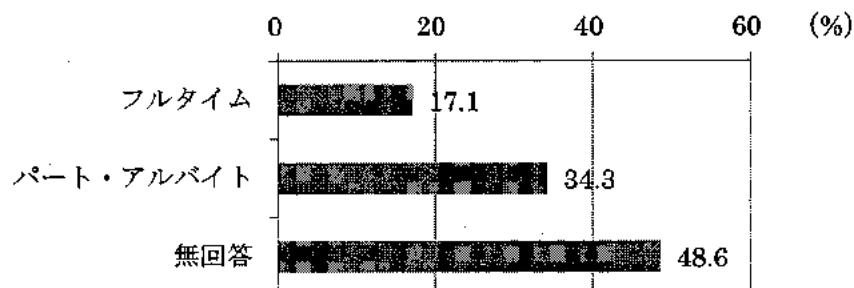
③ 母親の就労意向

現在就労していない母親の今後の就労希望は、7割強が「ある」と回答しています。また、希望する就労形態は、「パートタイム・アルバイト」が「フルタイム」の2倍となっています。

【母親が就労していない人のみの回答】



母親が就労したいと回答した人の希望する就労形態

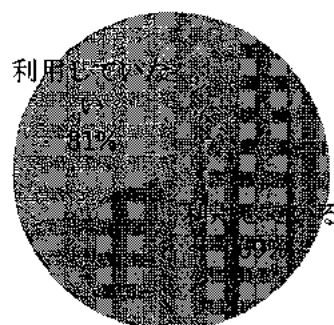


(5) 定期的な教育・保育事業の利用状況と希望

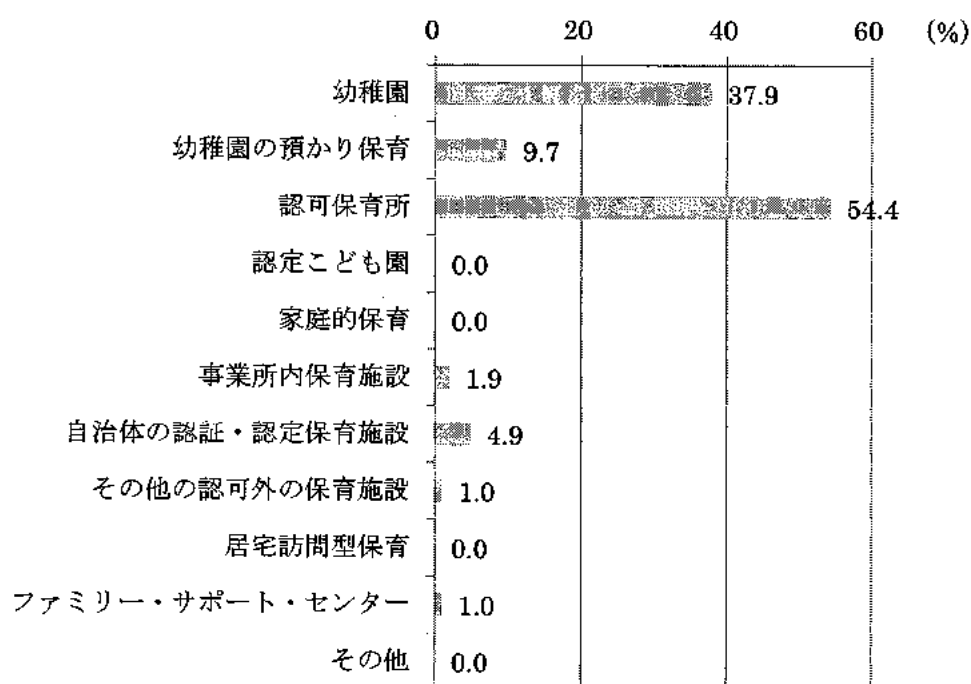
① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

利用状況は約7割の人が何らかの教育・保育事業を利用しています。利用している事業の内容は「幼稚園」「認可保育所」がほとんどを占めております。また、利用している理由は「子どもの教育や発達のため」が7割を超えています。

(利用状況)

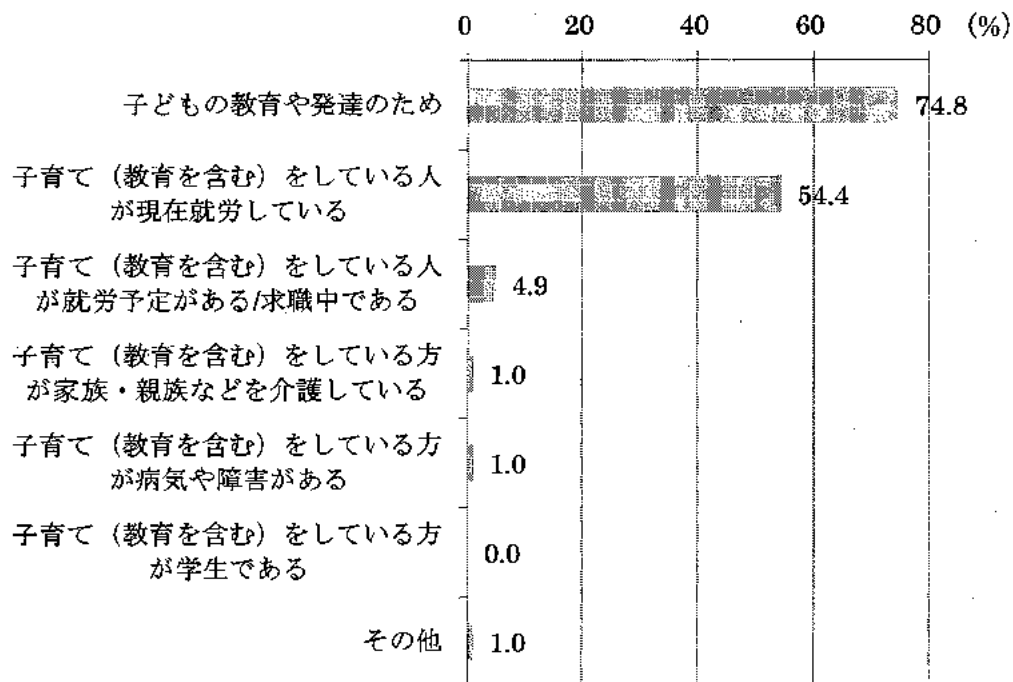


(利用している事業)



※回答者 103 名による重複回答

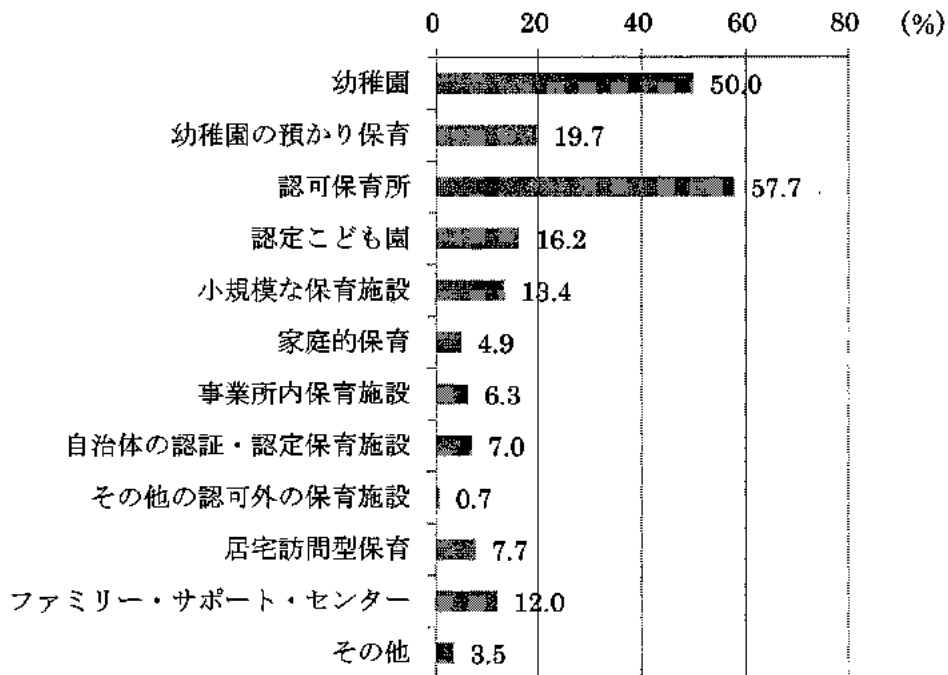
(利用している理由)



※回答者 103 名による重複回答

② 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

「認可保育所」「幼稚園」の割合が多くなっています。

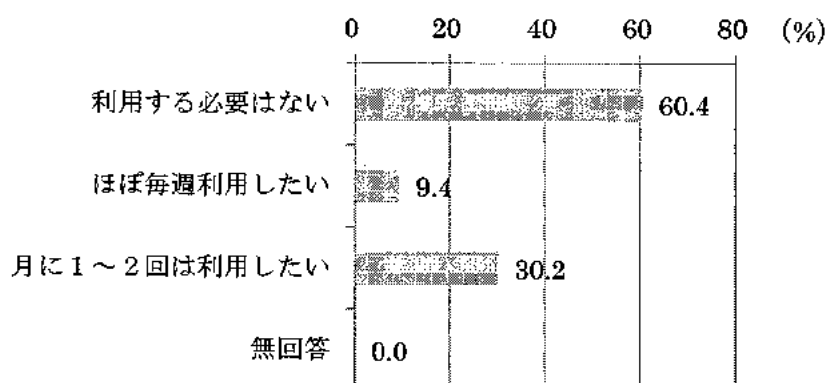


※回答者 142 名による重複回答

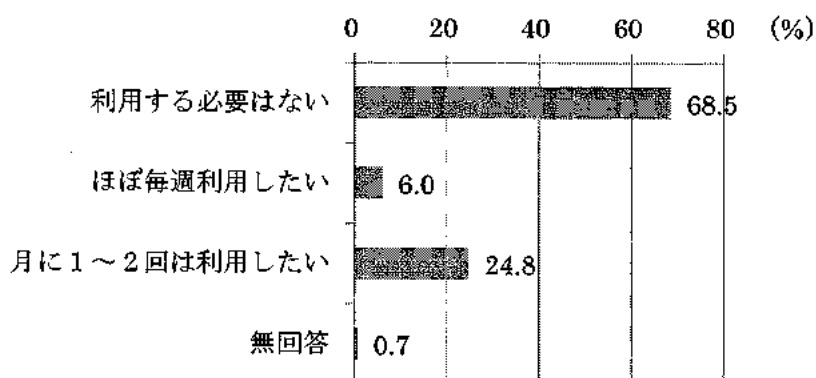
③ 土・日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

利用希望は土曜日が4割、日曜・祝日が3割となっています。

(土曜日の利用意向)



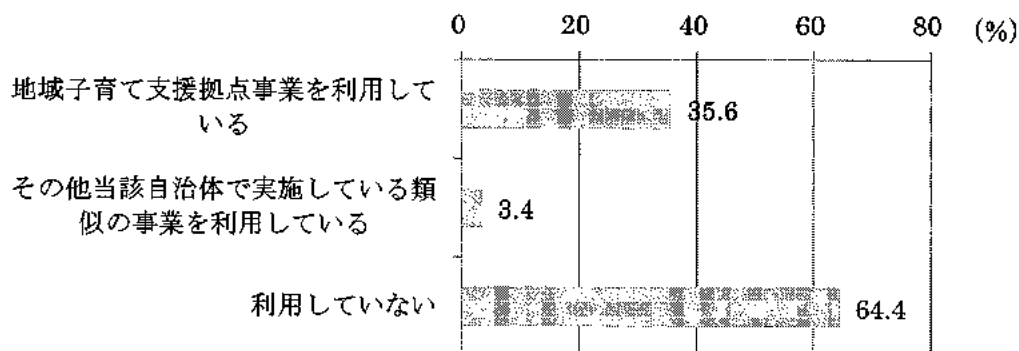
(日曜・祝日の利用意向)



(6) 地域子育て支援拠点事業について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

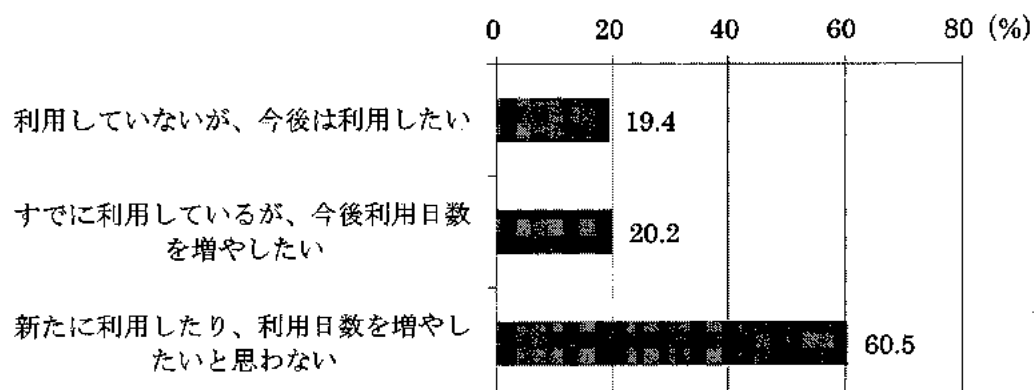
「利用していない」が64.4%で、「地域子育て支援拠点事業を利用している」は35.6%、「その他当該自治体で実施している類似の事業を利用している」は3.4%となっています。



※回答者 146 名による重複回答

② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

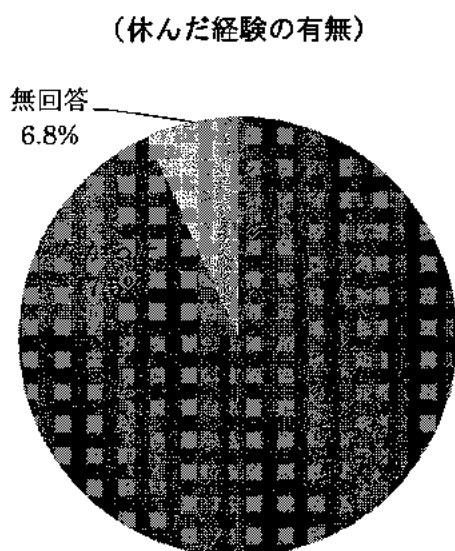
今後の利用意向は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が6割で最も多く、「利用していないが、今後利用したい」「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」がそれぞれ2割となっています。



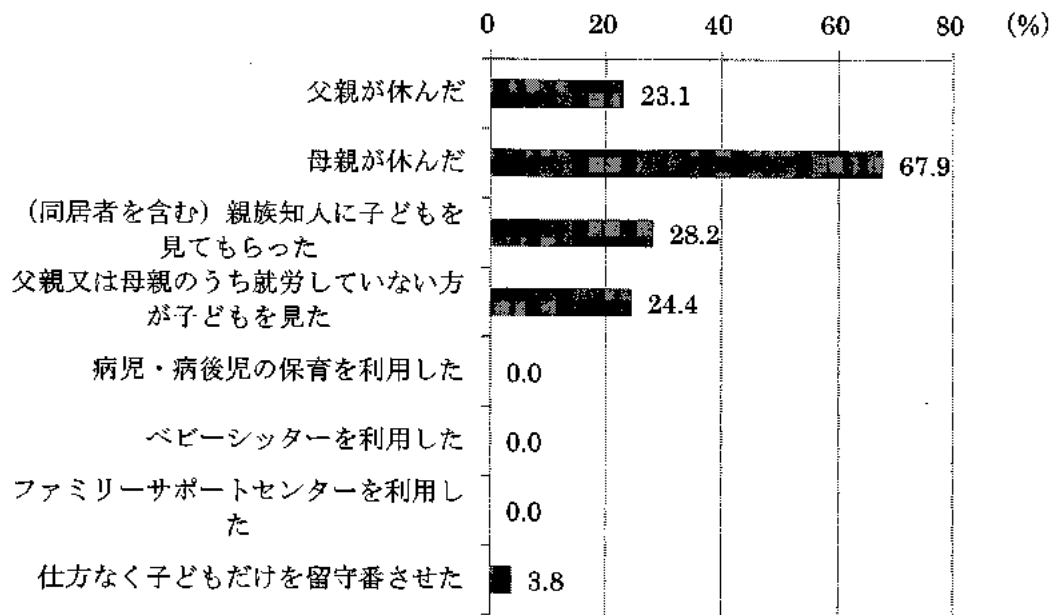
(7) 病児・病後児保育について

① 子どもの病気等で幼稚園・保育園等を休んだ経験の有無とその対応（ここ1年）

休んだ経験は、「あった」が75.7%となっています。休んだ場合の対応は、「母親が休んだ」が最も多く、次いで「（同居人を含む）親族知人に子ども見てもらった」となっています。



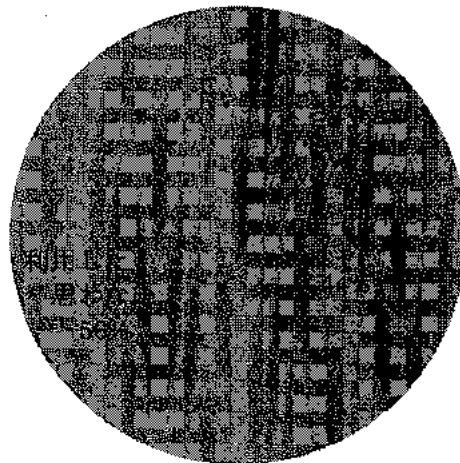
(休んだ場合の対応)



※回答者 78 名による重複回答

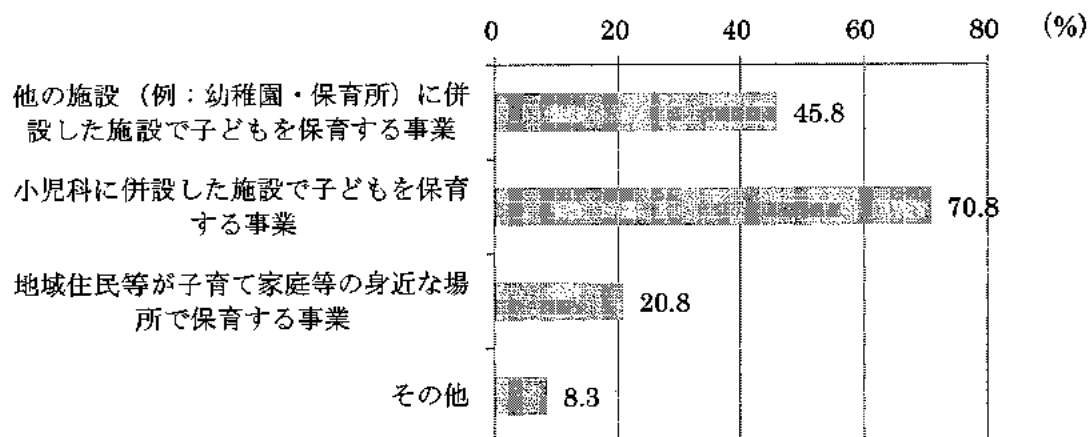
② 病児・病後児のための保育施設等の利用意向

「できれば病気・病後児のための保育施設等を利用したい」の割合が 44%となっています。



③ 病児・病後児保育事業として望ましい形態

「他の施設に併設した施設で子どもを保育する事業」が5割弱、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が7割となっています。

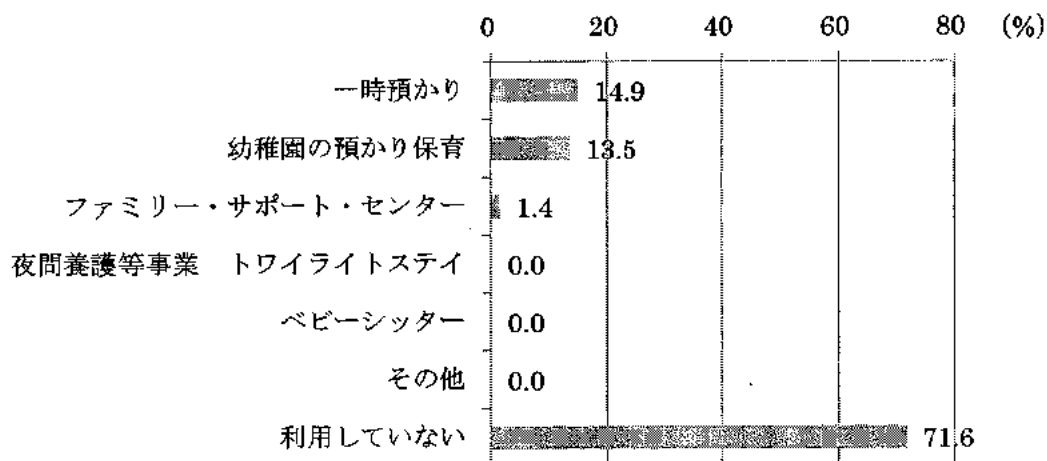


※回答者 24 名による重複回答

(8) 一時預かりについて

① 不定期に子どもを預かる事業の利用状況（ここ1年）

「利用していない」が7割となっています。利用しているものの中では「一時預かり」「幼稚園の預かり保育」が1割強となっています。

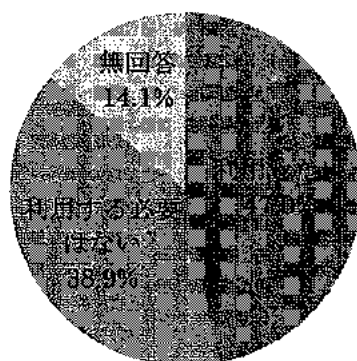


※回答者 141 名による重複回答

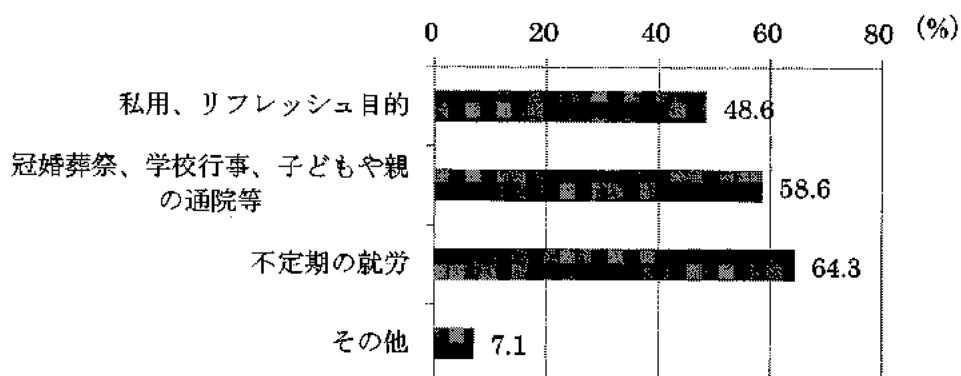
② 子どもを一時的に預ける事業の利用意向とその目的

「利用したい」が5割弱となっています。その目的としては、「不特定の就労」が6割強となっています。

(利用意向)



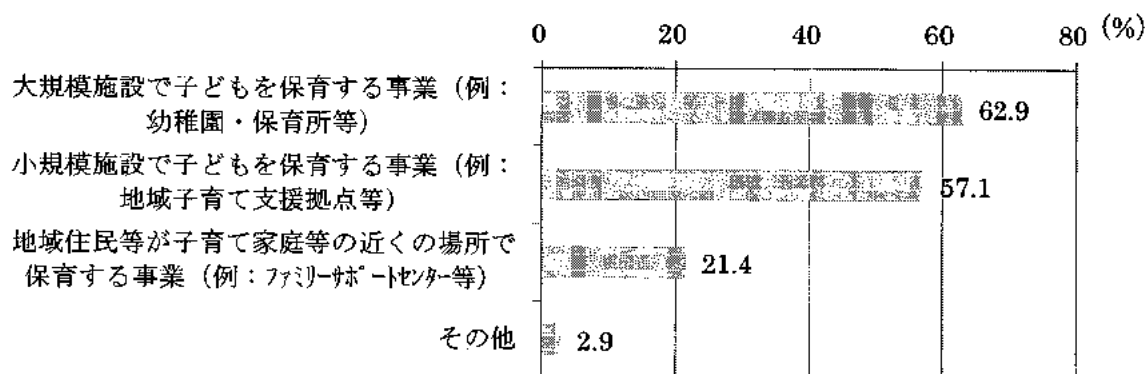
(利用目的)



※回答者 70 名による重複回答

③ 子どもを一時的に預ける事業として望ましい形態

「幼稚園・保育所等の大規模施設で子どもを保育する事業」が6割強となっています。

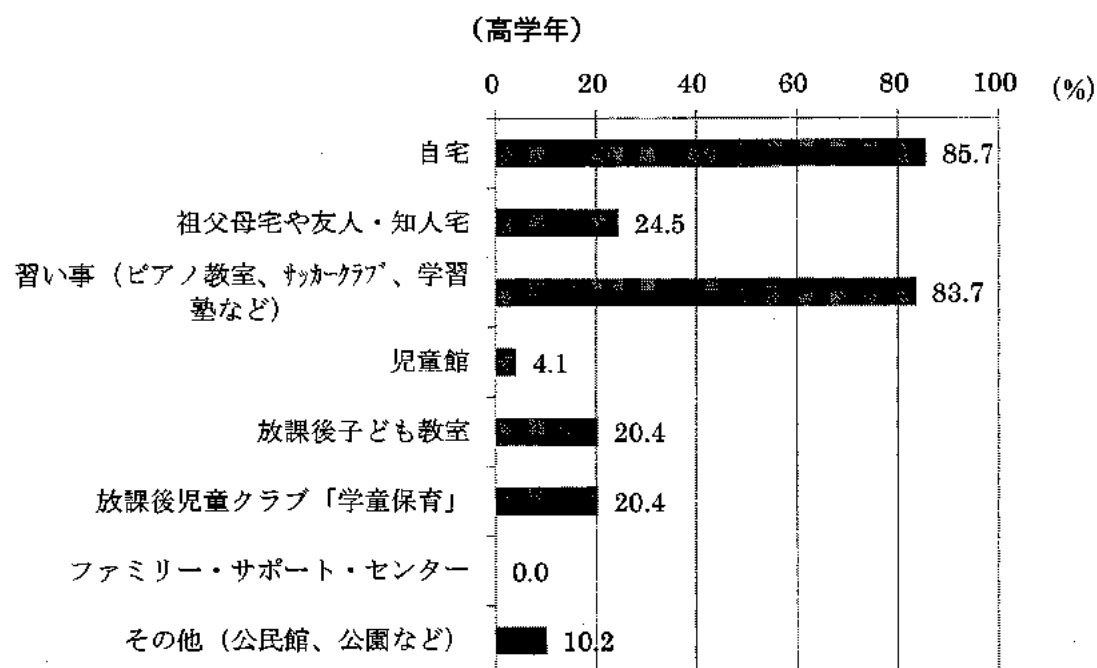
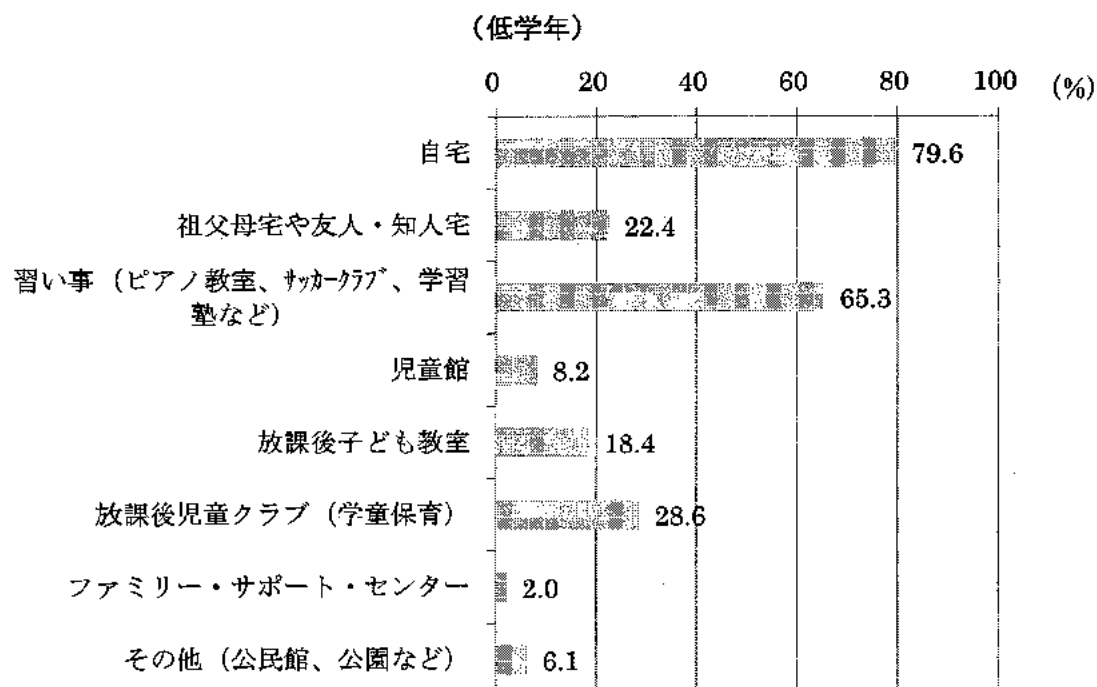


※回答者 70 名による重複回答

(9) 放課後児童クラブについて

①小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所について

低学年、高学年とも「自宅」「習い事」の割合が高くなっています。また「放課後児童クラブ」は低学年で3割弱、高学年で2割となっておりま



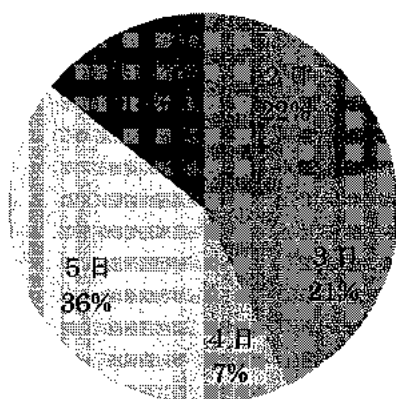
※低学年、高学年とも回答者 49 名による重複回答

② 放課後児童クラブの利用希望

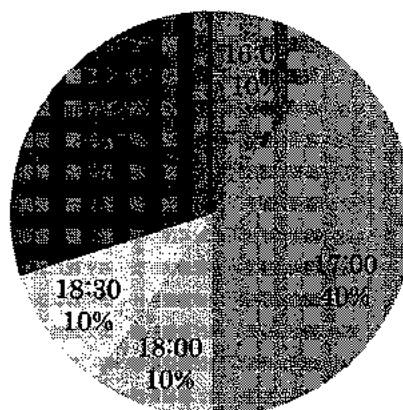
回答者数は低学年 14 名、高学年 10 名ですが、低学年では週当たりの希望日数は 5 日、希望時間は午後 5 時までが最も多くなっています。高学年では週当たりの希望日数は 2 日、希望時間は午後 5 時までが最も多くなっています。

【低学年（1～3 年生）の週当たり希望日数及び希望時間（何時まで）】

（週当たりの希望日数）

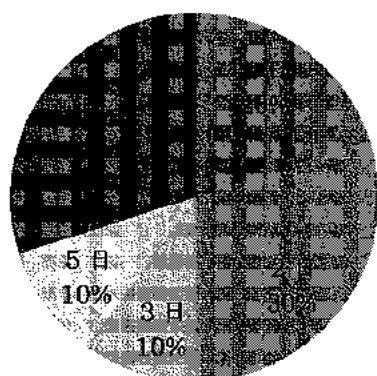


（希望時間（何時まで））

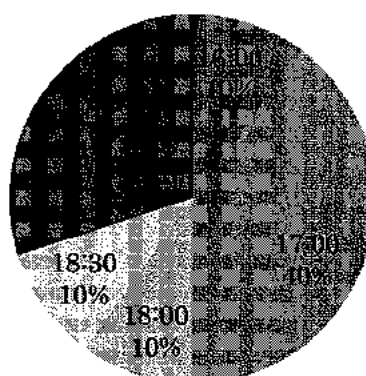


【高学年（4～6 年生）の週当たり希望日数及び希望時間（何時まで）】

（週当たりの希望日数）



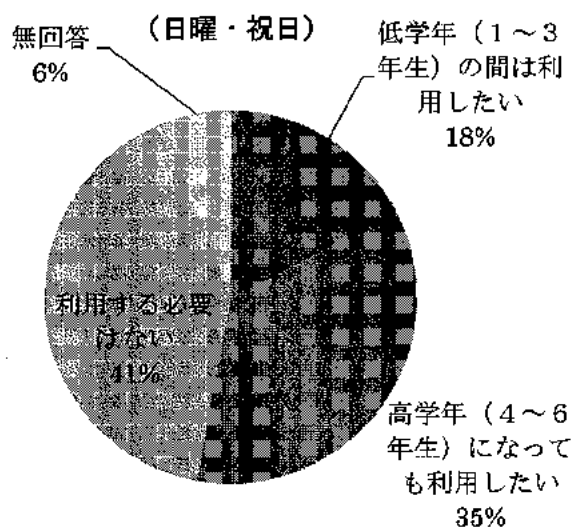
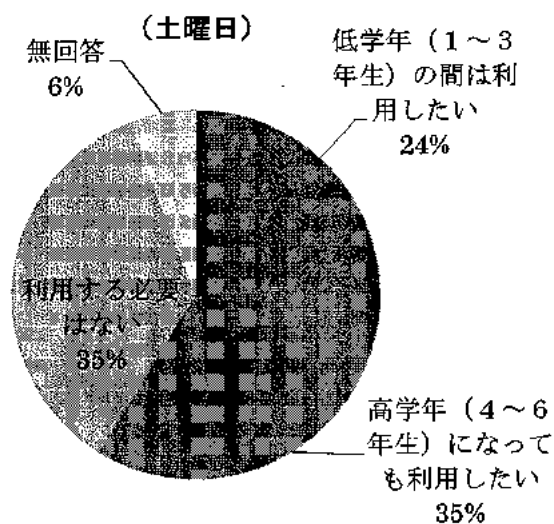
（希望時間（何時まで））



③ 放課後児童クラブの土曜日と日曜・祝日の利用希望

回答者 17 名のうち、土曜日の利用希望は、低学年では、「低学年の間は利用したい」「高学年になっても利用したい」を合わせ 6 割となっていますが、高学年では 3 割台となっています。

日曜・祝日の利用希望は、低学年では、「低学年の間は利用したい」「高学年になっても利用したい」を合わせ 5 割台となっていますが、高学年では 3 割台となっています。

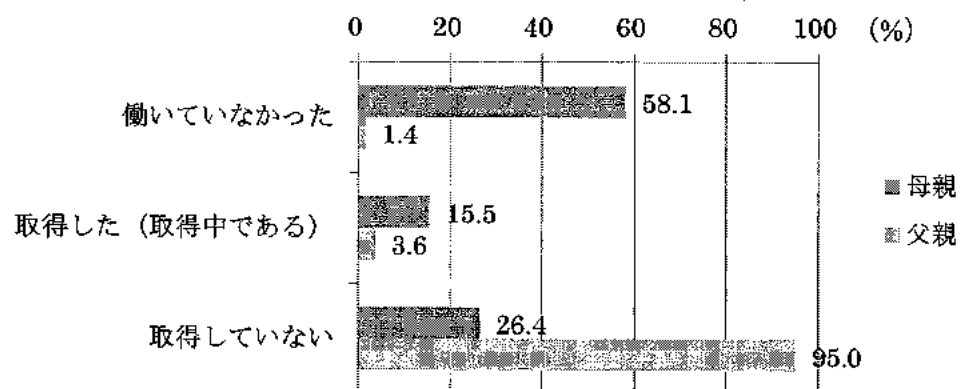


(10) 子育てと仕事の両立について

① 育児休業取得状況

母親は「取得した（取得中である）」が15.5%、「取得していない」が26.4%となっています。

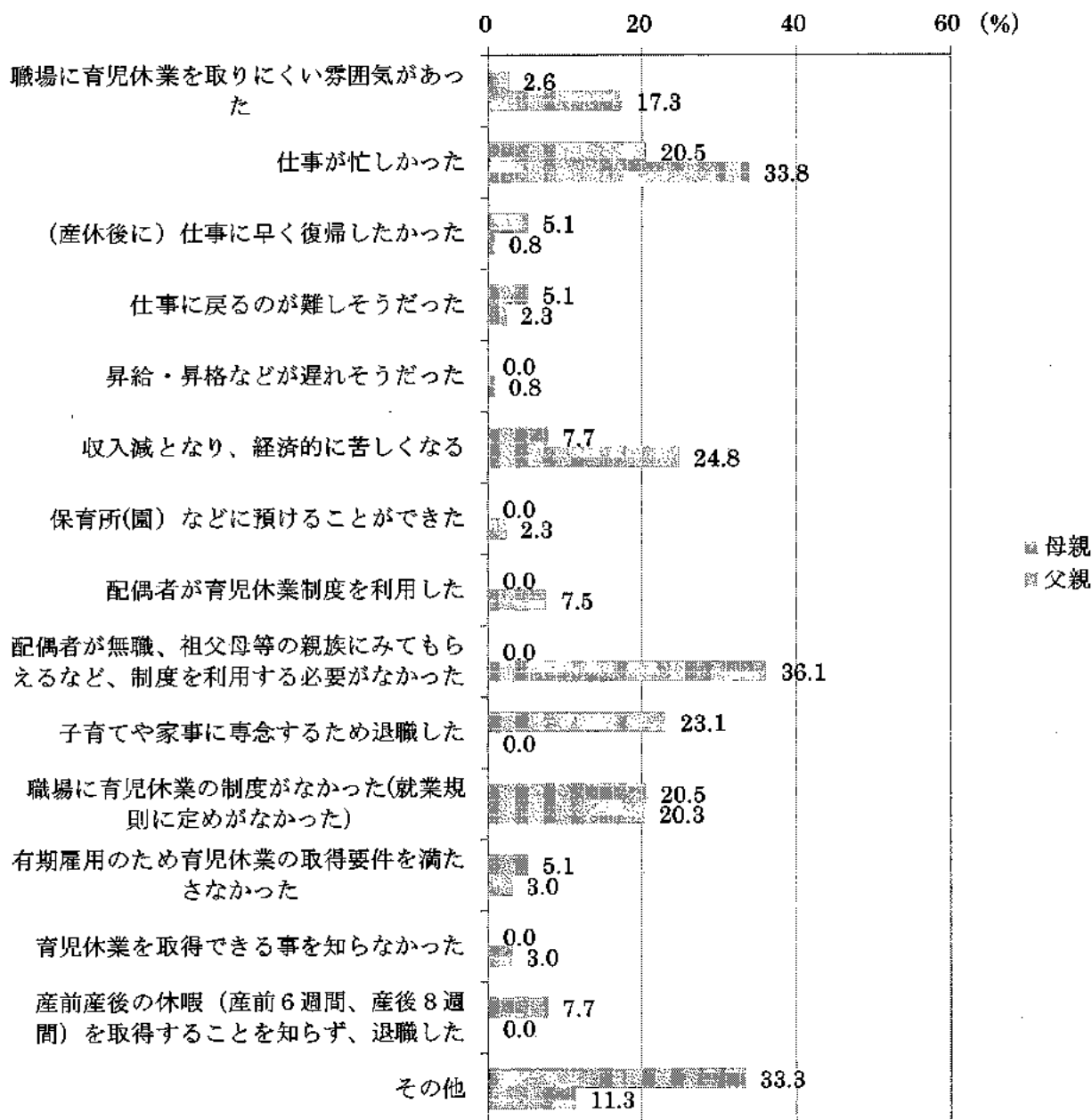
これに対し、父親は「取得した（取得中である）」が3.6%、「取得していない」が95.0%となっています。



② 育児休業を取得しなかった理由

母親では、「仕事が忙しかった」「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった」の回答が多く、父親では「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「制度を利用する必要がなかった」「職場に育児休業の制度がなかった」の回答が多くなっています。

また、「その他」の回答の多くは、母親父親とも自営業のためとなっています。

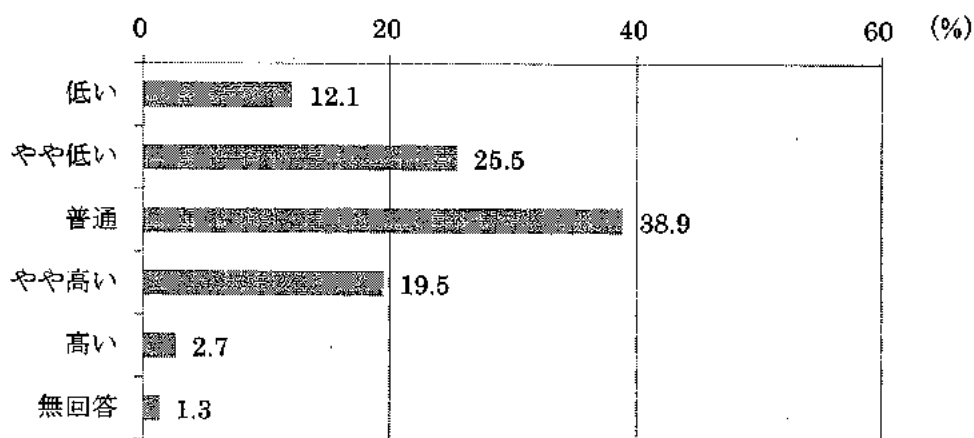


※母親の回答者 39 名、父親の回答者 133 名による重複回答

(11) 白馬村の子育ての環境・支援に対する評価と要望

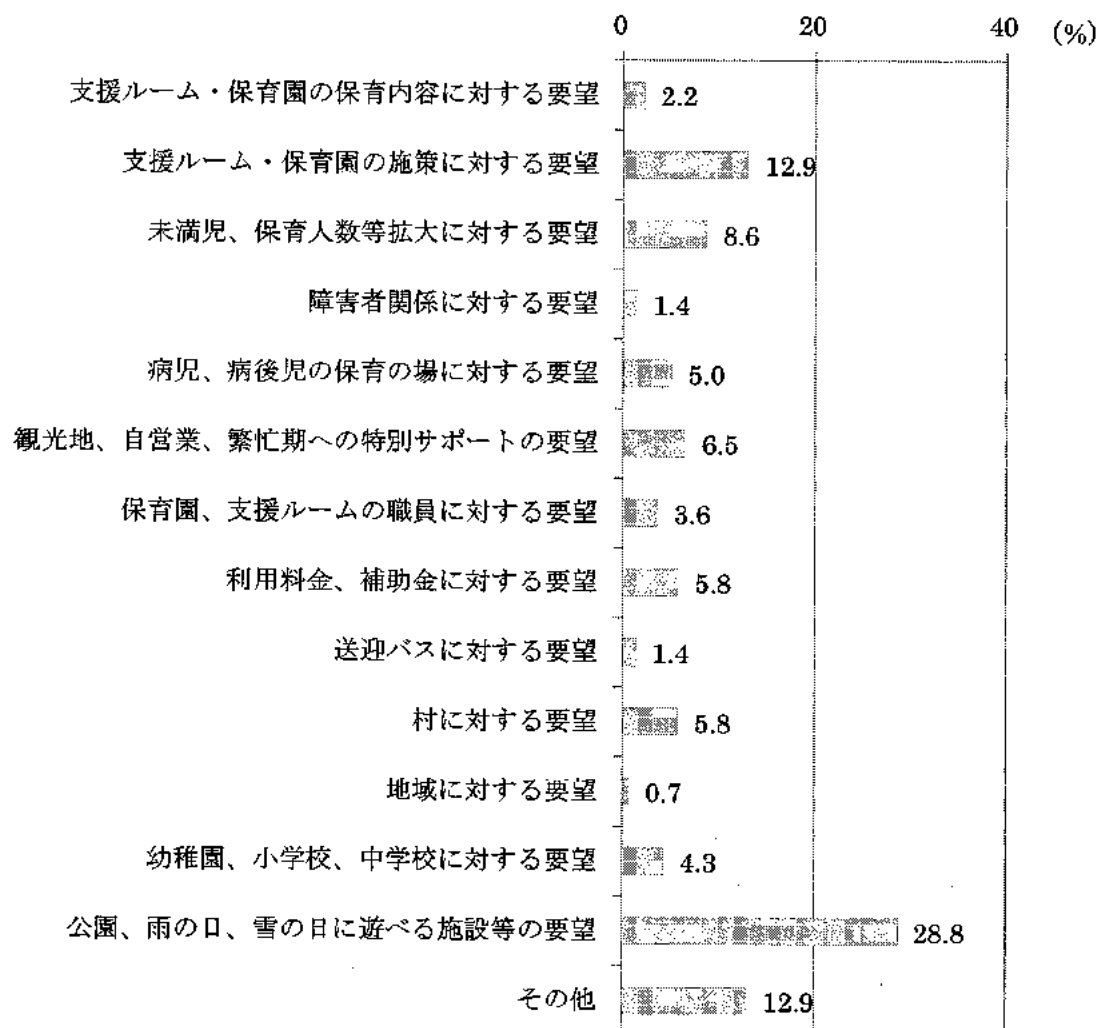
① 白馬村の子育ての環境や支援への満足度

「普通」が概ね4割と一番多いですが、「やや低い」が25.5%と2番目に多くなっています。



② 白馬村の子育ての環境や支援への要望

「公園、雨の日、雪の日に遊べる施設等の要望」が3割近くあり、一番多くなっています。



4. 子どもと子育て家庭を取り巻く課題

(1) 国全体の課題

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。また、現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。このように、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。

また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、若年男性を始め非正規雇用割合も高まっています。また、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

また、長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある三十代及び四十代の男性で長時間労働を行う者の割合は依然として高い水準にあります。父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は、諸外国に比べ、依然として少ない時間にとどまっています。他方で、夫の家事・育児時間が長い夫婦ほど、第二子以降の出生割合が高い傾向が見られており、育児において父親が積極的に役割を果たすことが望まれています。

このような、社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶たなくなっています。

さらに、少子化により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

以上のような子どもの育ちや子育てをめぐる環境に鑑みれば、子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していく必要があります。こうした取組みを通じて、全ての子どもの健やかな育ちを実現する必要があります。

(2) 白馬村の課題

白馬村では、以前から県外からの転入者も多く、近くに親戚等がいない、また相談相手も少ないなど子育てに対する不安を抱えている方が見受けられます。加えて共働きの家庭も多く、出産してからすぐに仕事をせざるを得ない方もあり、未満児保育や一時保育、病児・病後児保育等の需要が増えております。

就学児童では、土日に保護者の仕事があり、子どもだけで留守番させることに不安があるため、放課後児童クラブの土日の開設の希望があります。また、通学時の熊出没や雪道等の安全対策も課題となっています。

また、公園や気楽に遊べる場所についての要望があります。

第3章 計画の基本理念と施策

1. 基本理念

子どもは、地域の宝として私たちに希望をもたらし、未来の白馬村を創る力となります。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子ども自身や保護者のみならず、地域社会にとっても重要なことです。このため、白馬村の自然、文化といった環境や地域社会の関係性の中で、「子どもの最善の利益」が実現され、一人ひとりの子どもが健やかに、より良く成長することができる地域社会をめざし、「白馬村次世代育成支援行動計画」の考え方を受け継ぎ、次の理念を掲げます。

「未来への光で村を輝かそう！」

子育ては、本来、保護者が第一義的な責任のもと、大きな愛情を注ぎ、子どもの成長に感謝・感動しつつ、保護者自身も成長することで、喜びや生きがいを得ることができるものです。こうしたことから、子育て支援とは、保護者に代わって子育てするというのではなく、保護者の子育てに対する負担感や不安感が少しでも軽減され、自覚と責任を持ちながら子育てができ、子育てを楽しめる環境を整えることが求められます。このため、子どもの視点に立ちつつ、すべての子どもの生存と発達が保障されるよう、子どもや子育て家庭に対し、必要な支援が適切かつ十分に提供される子ども・子育て支援を推進します。

2. 基本の方針

上記の基本理念にもあるように、子どもと保護者が成長し、喜びや生きがいを得られる環境づくりを進めるためには、地域社会を構成する様々な主体の協力なしには成り立ち得ません。このため、村民、教育・保育関係者、企業・団体、行政が子ども・子育て支援の重要性をしっかり認識し、子どもに対する見守りと育みの心を持って、それぞれの役割を果たしながら協働のもとで子ども・子育て支援を推進します。

3. 基本的施策

(1) 子どもへの支援

すべての子どもが尊重され、健やかにより良く育つための「子どもの最善の利益」が実現されるよう配慮します。

(2) 子育てをする親（保護者）への支援

すべての親（保護者）が、子育てに喜びや生きがいを感じられ、安心して子育てができるような取組みを進めて参ります。

(3) 地域全体による支援

子育ての第一義的な責任は保護者にあるという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域社会、企業、行政がそれぞれの役割のもとで協働して子ども・子育て支援を進めるための仕組みづくりを推進します。

(4) 「ワーク・ライフ・バランス」の実現への支援

子育て世代の男性の長時間労働や出産に伴う女性の厳しい就労継続の現状を踏まえ、働く男女の職業生活と家庭生活との両立に向けた取組みを進めます。

(5) 白馬村の風土や社会資源を活かした支援

白馬村の恵まれた自然環境や社会資源を効果的に活用できるよう取り組んで参ります。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定します。

白馬村では村全体を1つの区域として設定します。ただし、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）については、小学校区域により2区域に設定します。

2. 各年度における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

教育・保育の利用状況及びニーズ調査により把握した利用希望を踏まえ、地域の実情に応じた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

なお、3歳未満の子どもの数全体に占める保育所等の利用数の割合（保育利用率）を目標値として必要利用定員総数を設定します。

○保育利用率

	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
3歳未満の子どもの数（人）	60	111	58	121	56	115	54	111	52	107
保育利用目標値（人）	4	46	4	46	4	46	4	46	4	46
保育利用率（％）	6.7	41.4	6.9	38.0	7.1	40.0	7.4	41.4	7.7	43.0

○教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

(単位：人)

		27年度				28年度				29年度						
		1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号			
		学校教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり			
			学校教育希望	左記以外	0歳		1・2歳	学校教育希望	左記以外		0歳	1・2歳	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み		55	161		4	46	55	146		4	46	55	145		4	46
			35 (※)	126				35 (※)	111				35 (※)	110		
確保方策	特定教育 保育施設		126		4	46		111		4	46		110		4	46
	認定を受け ない幼稚園	90					90					90				

		30年度					31年度				
		1号		2号		3号	1号		2号		3号
		学校教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり		学校教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み		55	141		4	46	55	146		4	46
			35 (※)	106				35 (※)	111		
確保方策	特定教育 保育施設		106		4	46		111		4	46
	確諾を受けない幼稚園	90					90				

※2号認定のうち「学校教育希望」については幼稚園を利用するため過不足は生じない。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者が、認定こども園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で相談を含めた支援を行います。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施します。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	2,000人日	2,000人日	2,000人日	2,000人日	2,000人日
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測及び保健指導を実施します(1人当たり14回実施)。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	58人 812回	56人 784回	54人 756回	52人 728回	50人 700回
確保方策	病院等で実施	病院等で実施	病院等で実施	病院等で実施	病院等で実施

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月の乳児のいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供を行うなど支援を実施します。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	58人	56人	54人	52人	50人
確保方策	58人	56人	54人	52人	50人

(5) 養育支援訪問事業

子どもが安全、安心な環境で育つことができるよう、保護者の育児、家事等における養育能力を向上させるために、家庭を訪問して指導・助言を行い、適切な養育を支援します。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	6人	6人	6人	6人	6人
確保方策	6人	6人	6人	6人	6人

(6) 一時預かり事業

保護者の就労や病気などにより家庭で保育ができない子どもに対し、一時的に保育を行うものです。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1,100人日	1,100人日	1,100人日	1,100人日	1,100人日
確保方策	1,100人日	1,100人日	1,100人日	1,100人日	1,100人日

(7) 延長保育事業

保護者の事情により入園児を通常の保育時間を超えてお預かりします。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	29人	29人	29人	29人	29人
確保方策	29人	29人	29人	29人	29人

※午後4時30分以降の利用者数

(8) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを保育園で一時的に預かるものです。

白馬村では現在この事業は行っておりませんが、ニーズ調査による要望に対応し、平成28年度から始められるよう整備をして参ります。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	240人日	240人日	240人日	240人日	240人日
確保方策	0人日	240人日	240人日	240人日	240人日

(9) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成をはかるものです。

		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	白馬南小	13 人	13 人	13 人	13 人	12 人
	白馬北小	32 人	32 人	30 人	30 人	27 人
確保方策	白馬南小	13 人	13 人	13 人	13 人	12 人
	白馬北小	32 人	32 人	30 人	30 人	27 人

4. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

(1) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援について

幼稚園及び保育所の機能を併せ持つ認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に対し、地域の実情や希望する移行類型等についての助言を行い、施設の円滑な移行を支援します。

(2) 地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方

将来的には、すべての特定教育・保育施設が認定こども園となり、3 歳以上児の保護者が就労の有無に関わらず、どこの施設でも選択できる環境となることが望ましいと考えます。

(3) 質の高い教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策

私立幼稚園に対しては、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、新制度への移行を支援していきます。

幼児期の学校教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表者及び行政等による情報交換や推進方策等の研究を推進し、当村に育つ子どもたちへの質の高い幼児期の学校教育・保育の提供に努めて参ります。

支援を必要とする子どもに対しては、白馬村障害者計画・障害福祉計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の学校教育・保育を提供できるよう努めて参ります。

(4) 幼稚園教諭と保育士への合同研修に対する支援

特定教育・保育施設の事業者は、幼児期の学校教育・保育のよさを生かした園づくり、園運営を行うとともに、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、幼稚園教諭及び保育士による合同研修、人事交流等を推進し、学校教育・保育の共通理解や人材育成に努めて参ります。

(5) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策
すべての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障していくよう努めます。

それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行って参ります。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、全ての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行って参ります。

(6) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携の推進方策

特定教育・保育施設の事業者及び地域型保育事業者は、定期的に連絡会を開催し、密接な連携に努めます。また、情報を共有し、協力体制を図ります。

(7) 特定教育・保育事業者と小学校等との連携の推進方策

幼児期の学校教育・保育は、子どもたちの「生きる力」の基礎やその後の学校教育の基盤を培う大変重要なものであることから、特定教育・保育事業者は、幼児期の学校教育・保育の充実を図るとともに、小学校等と連携し、小学校教育への円滑な接続に努めて参ります。

5. 次世代育成支援に関する施策

(1) 健やかに生まれ育つことができる環境づくり

「子どもが生まれて育つ」、この人生の出発が順調であることは、その子の成長や家庭形成において大変重要です。

村では、母子保健事業を中心に、妊娠、出産、育児を支援し、子どもの生涯の基盤となる適切な生活習慣を身につけ、豊かな愛着を形成し、心身ともに健康な成長・発達を支えます。

①安全な妊娠、出産への支援

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
○安全な妊娠、出産支援事業 ・妊婦一般健康診査 ・マタニティ教室 ・健康相談・保健指導	母子健康手帳交付時に、1名につき14枚(＋超音波4枚)の受診券を発行し、妊婦の健康管理を充実し、経済的負担を軽減する。 妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊娠中の健康状態を最良に保つための学習と仲間づくり。 若年や未婚妊婦などハイリスクの者について訪問等指導をする。	健康福祉課
○不妊支援事業 ・不妊治療費補助制度 ・不妊治療	少子化対策の充実を図り、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するために、不妊治療に要した経費の一部を補助する。 不妊に関する相談に応じ、補助制度・治療に関する情報提供を行う。	健康福祉課

②子どもとその家族への健康支援

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
○健診および健康教育事業 ・乳幼児健診 ・離乳食教室 ・ペアレントトレーニング	乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、母親が育児についての正しい理解を深められるよう支援する。 口の機能に合わせた食べかた、離乳食の進めかたを学ぶ。 子育てに悩みや迷いを持つ保護者に対して、子どもの特徴を理解して、よい行動を増やし、日々のトラブルを減らすために、子どもの関り方を学ぶ。	健康福祉課
○親世代の健康支援事業 ・子宮がん検診 ・乳がん健診 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・特定健診	親世代が健康を保持増進するために、各種検診・保健指導を実施する。	健康福祉課
○予防接種事業 ・BCG ・ポリオ ・麻疹風疹混合 ・4種混合（DPT） ・2種混合（DT） ・ヒブ ・小児肺炎球菌 ・日本脳炎 ・水痘 ・子宮頸がん	乳幼児期に発症しやすい重篤な疾病を予防するとともに、社会への蔓延を防ぐため、予防接種法に基づいた定期接種を実施する。	健康福祉課
○心の支援事業 ・ストレスケアマネジメント ・心の相談会	母が自分自身でストレスの対処方法を身につけ、うつ病等を予防していく。 カウンセラーによる個別相談（月1回）	健康福祉課

③乳幼児の不慮の事故防止への取組み

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
○事故防止のための啓発事業 ・パンフレットの配布、指導 ・ポスター掲示	乳幼児期に起こりやすい事故を未然に防ぐための普及啓発を行う。	健康福祉課

○応急処置方法の啓発事業 ・小児救急法	年1回AEDの取扱い等消防署員による指導	健康福祉課
------------------------	----------------------	-------

④育児不安の軽減と虐待発生予防への支援

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
○安心感のある頼れる相談事業 ・新生児訪問(こんにちは赤ちゃん事業) ・支援ルーム相談(職員) ・養育支援訪問事業 ・出張育児相談(栄養、健康) ・2ヶ月育児相談事業	育児・発達等子育てに関する不安を軽減するとともに、母親が育児についての正しい理解を深められるよう、新生児期から継続した保健指導・育児相談を実施していく。	健康福祉課
○子育ての楽しさを感じられる事業 ・赤ちゃんマッサージ ・支援ルームなかよし広場(ミニ運動会、焼きいも大会、もの作り、お別れ会) ・プール遊び、お散歩 ・お父さんと遊ぼう ・ボランティアによる活動(お話の会、リトミックリズム遊び、パネルシアター、唱歌を歌いましょう、親子体操) ・育児講座(座談会、人形劇鑑賞会、リズム遊び)	スキンシップを図り、母子関係の形成を促す。同年代のお子さんとの交流をしながら、母子関係を深める。	健康福祉課
○安心して集える居場所の提供事業 ・支援ルームなかよし広場(再掲) ・支援ルーム自由利用 ・支援ルーム園庭解放	母子の孤立を防ぐため、お子さんが自由に安心して遊べる場所を提供する。 同年代のお友達とかかわり、遊ぶ場を提供する。 火曜日～木曜日 9時30分～正午 ・毎週火曜日 : 1歳児の広場 ・毎週水曜日 : 0歳児の広場 ・毎週木曜日 : 2・3歳児の広場 毎週月曜日の午前及び月～木の午後に支援ルームの自由利用 園庭を終日解放	健康福祉課

○母乳育児の推進事業 ・マタニティ教室 ・2ヶ月育児相談 ・乳児健診	母乳育児は、栄養面だけでなく、母と子の絆を形成する上で重要なものであるため、出生後から様々な機会を通じて母乳育児が進められるよう支援する。	健康福祉課
○児童・虐待予防事業 ・要保護児童地域対策協議会の開催	関係機関による年1回の協議会を実施し、要保護児童へのケース検討、学習会等を実施。 必要時、関係者間のケース検討会を行う。	健康福祉課 教育委員会

⑤障がい児施策の充実

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
○障がいの早期発見・早期対応事業 ・乳幼児健診スクリーニング ・理学療法士個別相談 ・フォローアップ教室 あそびの教室 （ほっぷ・すてっぷ・じゃんぷ） ・臨床心理士・作業療法士の個別相談 ・個別療育 ・5歳児発達相談	4ヶ月・10ヶ月・1歳6ヶ月・2歳・3歳の発達ターニングポイントにおいて、発達スクリーニングを実施し、必要に応じてフォローアップを行う。 主として粗大運動の遅れや運動発達の遅れがある児の発達確認・個別指導を行う。 楽しみながら発達特性を理解し、子どもに合った関わり方を学ぶ。普段、同年代の子どもとのあそび経験が少ない児が集団に慣れる機会とする。 専門家（臨床発達心理士・作業療法士）による、詳細な子どもの発達特性の確認と、その子にあった関わり方の相談・指導を行う。 個別支援計画に基づいた個別療育の実施。 軽度発達障害の早期発見、就学に向けて子どもの発達状況を共有し、子どもにあった支援をしていくことを目的として実施。	健康福祉課
○障がい児保育の充実事業 ・各園巡回相談	子育て相談支援センターを開設し、保護者への相談・関係機関との調整機能を担うとともに、発達支援のための SST・サーキット事業などを担任保育士と共同して実施する。 スクラムネット・相談支援センター・教育相談人等の巡回相談を実施	健康福祉課 教育委員会
○障がい児家族の交流への支援事業 ・親の会	障がいを持つ児童の保護者を対象に月1回親の会を開催。障がいの学習や児童への対応相談、情報交換等を行う。	健康福祉課

○障がい児者支援事業 ・タイムケア ・日中一時支援事業 ○障害児通所支援事業 ・放課後デイサービス	障がい児者を家庭で一時的に介護できない場合等に、登録介護者宅での介護サービスが受けられる。年間 400 時間 障がい者等を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行うとともに、障がい者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の日中の負担軽減を図る。 主に小学生以上から高校生までの学校に通っている障がい児が学校の帰りや学校休業日、長期休暇に利用し、通所訓練を実施する。 障がいをお持ちの未就学児を対象にした通所訓練を実施する。	健康福祉課
---	--	-------

⑥医療体制の充実

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
○平日夜間救急医療事業 ・平日夜間小児科、内科急病センター ○休・祝日緊急当番医事業	大町市勤労者福祉施設 フレンド・プラザ大町にて月曜から土曜 18:30 から 20:45 実施。 休祝日・年末年始に大北管内医療機関（内科・歯科）・薬局の当番医制にて実施。 診療時間 午前 9 時～午後 5 時	健康福祉課
○医療給付事業 ・乳幼児等福祉医療費の給付	福祉の増進を図るため療養の給付、または療養費を支給し、医療費負担の軽減を図る。高校卒業まで。	住民課

(2) 子育てを地域で支えあう村づくり

子どもは、家庭における保護者の愛情と責任のもとで育てられます。その時、親戚や近所の人、子育て仲間など様々な人の手助けや見守りを受け、地域社会とつながり成長していきます。親になり、初めて経験する子育ては、些細な不安が多く、自信をもち、子どもの成長を楽しめるゆとりのある子育てのためには、周囲のサポートが不可欠です。

村では、全国各地から白馬に魅かれて移り住み子育てをしている家庭や、核家族で子育てをしている世帯も数多くみられ、身近な肉親の援助を得にくい状況がうかがえます。白馬村子育て支援ルーム及びしろうま保育園を拠点に、関係機関や地域のボランティアと連携し、地域の子育てを支援します。

①地域における子育て支援サービスの充実

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
○子育て支援に関する情報提供の充実 ・育児講座	講師を招いての講演会、絵本を楽しむ会、健康講座等様々な講座の開催	健康福祉課
○相談体制の整備 ・支援ルーム育児相談 ・支援ルーム自由利用(再掲)	月曜から木曜 13 時 30 分 から 16 時まで支援ルームスタッフが対応 月曜日の午前中は体重測定・育児相談なども実施。(月 2 回) 就学前までの子どもの年齢を問わず支援ルームの施設を利用できる。 月曜日：9 時 30 分～正午 月～木曜日：13 時 30 分～16 時	健康福祉課
○交流型子育て支援事業 ・支援ルームなかよし広場(再掲)	同年代のお友達とかかわり、遊ぶ場を提供する。 火曜日～木曜日 9 時 30 分～正午 ・毎週火曜日：1 歳児の広場 ・毎週水曜日：0 歳児の広場 ・毎週木曜日：2・3 歳児の広場	健康福祉課
○在宅預かり型子育て支援事業 ・ファミリーサポート	地域で子育て支援を受けたい人で行いたい人が、会員となり支えあう会員組織 ・外出時の子どもの一時預かり ・一時預かりに伴う保育所等への送迎 ・産前産後、または入院時の生活サポートなど	社会福祉協議会
○施設預かり型子育て支援事業の拡充 ・一時保育 ・休日保育	満 10 ヶ月～就学前の未就園の児童を家庭で一時的に保育ができない時、保護者に代わり保育する。 月～土曜日 7 時 30 分～18 時 30 分 日曜日・祝祭日 8 時 30 分～17 時 子育て支援ルームにて	健康福祉課

②保育サービスの充実

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
○多様な保育サービスの提供 ・保育事業	保育に欠ける事情がある子どもを、保育園にて預かる。 定員 180 名	健康福祉課

・ 未満児保育 ・ 障がい児保育 ・ 特別保育事業 ①延長保育 ②一時保育（再掲） ③休日保育（再掲） ④病児、病後児保育	満10か月～3歳未満児の子どもを預かり保育する。 心身に障がいがあっても集団保育が可能な場合、共に育ちあう「統合保育」を受けることができる。 月～土曜日 （朝）：7時30分～8時 （夕）：16時30分～18時30分 満10ヵ月～就学前の未就園の児童を一時的に保育ができない時、保護者に代わり保育する。 月～土曜日 7時30分～18時30分 日曜日・祝祭日 8時30分～17時 現在実施していないが、ニーズに基づき実施を検討していく。	健康福祉課
○保育士の研修の充実 ・ 研修会への参加	保育の質の向上を図るため職員の研修を行う。	健康福祉課
○保育サービス評価の充実 ・ 第三者評価	必要に応じ第三者評価委員会を開催する。	健康福祉課
○保育所のあり方と施設の整備 ・ 保育所の設備	未満児保育の対象者増加に伴う、保育所増改築を検討していく。	健康福祉課

③子育て支援ネットワークづくり

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
○児童・虐待予防事業 ・ 要保護児童地域対策協議会の開催（再掲）	要保護児童の適切な保護に関わる関係機関等の連携を推進し、要保護児童の早期発見及び適切な対応を図る。	健康福祉課 教育委員会
○障がいがある子どもと家族への支援 ・ 母子保健連絡会の開催 ・ 自立支援協議会療育部会の開催	母子保健の関係機関より、子どもの発育発達に関する問題を把握し、その見の関わりについて検討するとともに、母子保健事業を円滑かつ効果的に推進するための方策を検討する。 大北障がい保健福祉圏域自立支援協議会で開催 大北障がい保健福祉圏域自立支援協議会と協力しながら継続	健康福祉課

④子どもの健全育成

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
○児童の居場所の拡充 ・放課後児童クラブ	共働きの家庭で、放課後や学校休業日に子どもたちだけで留守を過ごしている家庭のお子さんを対象に、家族が働いている間、子どもたちが安全で充実した生活を送ることができるよう、子どもたちを預かる。 2か所 ・平日：下校時から18時まで ・学校休業日・土曜日：8時30分から17時30分まで	健康福祉課
○児童の放課後・休日活動の推進 ・放課後子ども総合プラン	共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から放課後児童クラブと放課後子供教室の連携をとりながら推進します。	健康福祉課 教育委員会
○地域全体の児童健全育成の推進 ・子ども育成会 ・青少年育成村民大会	地区ごとに子ども会が活動 毎年開催	教育委員会
○子どもを取り巻く有害環境対策の推進 ・有害環境パトロール ・非行防止街頭啓発	年2回 村内施設の巡視 年1回 村内大型店舗にて街頭啓発	教育委員会
○子どもを犯罪等の被害から守る対策 ・学校携帯メール緊急連絡網	携帯メールを活用し、犯罪等の情報を瞬時に送信する。	教育委員会

⑤ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
○児童扶養手当事業 ・児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。	健康福祉課
○福祉医療費給付事業 ・母子、父子家庭医療費給付	母子家庭・父子家庭への医療費補助を行う。	住民課
○低所得家庭への経済支援事業 ・小中学校就学援助制度	小・中学校の義務教育が円滑に受けられるよう、学校教育の費用にお困りのご家庭に、学用品費や給食費等の援助を行う。	教育委員会

(3) 生きる力を身につけられるひとづくり

子どもが元来持っている個性や能力を十分に発揮するためには、豊かな愛情と適切なはたらきかけにより、自己肯定感を十分に持てる必要があります。

村では、幼児教育や学校教育を推進し、家庭の育児力、地域の子育て力を高め、それぞれが連携し、子どもがいきいきと生きる力を身につけられるように支援します。

①次世代の親の育成

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
○中高生の乳幼児との交流事業 ・保育園体験実習の実施 ・支援ルーム体験実習	中高生と乳幼児の交流の中で、次世代の親に子育ての意識を持てるように育成する。	健康福祉課

②食育支援

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
○学校給食における食育の推進 ・学校給食における食育教育	学校栄養士による食育授業の実施	健康福祉課 教育委員会
○食育の推進事業 ・食と健康を考える会 ・支援ルームにおける食育活動	行政・保育園・各学校の保健師・栄養士・養護教諭による健康課題の検討と合同事業の実施。 ・おいしいもの食べよ ・ミニ運動会のとん汁 ・おやき、やしょうまの試食会	健康福祉課

③魅力ある学校教育の推進

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
○確かな学力の向上 ・学力向上対策事業	学力向上対策委員会の設置、学力検査の実施	教育委員会
○豊かな心と健やかな体の育成 ・学校支援本部事業	中学校の部活動、体育の支援	教育委員会
○信頼される学校づくりの推進 ・学校関係者評価制度	学校関係者評価委員（6名以内）を各学校へ配置し、授業参観日や学校行事に参加して、児童生徒の状況や教師の指導状況を把握し、学校の要請に応じて委員会において意見交換を行う。	教育委員会
○幼稚園教育への支援 ・私立幼稚園就園奨励補助制度	幼稚園教育の振興に資するため、私立幼稚園の設置者が行う授業料等の減免に対して、世帯の所得に応じた補助を行う。	教育委員会

④家庭や地域の教育力の向上

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
○いじめ・不登校・家庭教育への支援の充実 ・教育相談 ・心の教室の開設 ・子育て講習会	教育相談員が子育てやしつけ、親子関係、心身の発育、いじめなどの相談に応じる。	健康福祉課 教育委員会
○地域の教育力の向上 ・スポーツ少年団支援事業 ・ボランティア文化活動への支援 ・総合型地域スポーツクラブ	14 の加盟単位団があり、活動への支援。 平成 26 年度より NPO 法人を取得し、手軽に楽しめるスポーツの普及と青少年の育成等の活動	教育委員会

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもの育つ環境には、その特性からさまざまな事故や危険がともないます。子どもの発達段階に応じ、周囲の大人が事故防止について配慮するとともに、自らの身を守る力を子どもに身につけさせていくことも必要です。

本村は、観光地という地域特性により、観光シーズンでは交通量が増加し、国内外から多くの来客等を迎えることから、交通事故や犯罪に遭う危険性が高くなります。また、冬の厳しい寒さや降雪などの自然環境による生活環境への危険も多いため、安全対策、環境整備を継続的に行い、子どもが安心、安全に育つ環境を作っていく必要があります。

また、村は豊かな自然環境に恵まれている半面、児童公園等の施設・設備が少なく、子育て中の保護者からも要望が多く寄せられているため、施設等の整備を検討していく必要があります。

①良好な居住環境の確保

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
○若者の定住化促進 ・ハローワークでの職業訓練 ・魅力ある村づくりの促進		総務課

②安心して外出できる環境の整備

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
○安全な道路環境の整備 ・村道改修の際、歩道の段差解消等 ・除雪	村・教育委員会・大町建設事務所・大町警察署・南北小学校の関係者で、白馬北小学校と白馬南小学校の通学路における緊急合同点検を実施。 登校のため朝7時までの除雪の完了	建設課
○施設のバリアフリー化の促進 ・施設等におけるバリアフリー化	新規建設事業での積極的なバリアフリー化	全課
○イベントや集会などでの託児の実施 ・各種事業で託児実施	小さい子をもつ保護者が参加する講演会等での託児	全課
○遊び場の確保 ・園庭解放(終日) ・支援ルーム自由利用(再掲)	子育て支援ルーム園庭にて。	健康福祉課

③安全・安心のまちづくりの推進

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
○安全・安心のまちをめざして ・防犯指導推進事業 ・子どもを守る安心の家推進事業 ・子どもを犯罪から守るための道具配布事業	「子どもを守るパトカー巡視中」の防犯用ステッカーを各地区の指導員等にお願ひし車両に添付し犯罪の抑止効果を図る。 登下校時の児童・生徒を守るため「子どもを守る安心の家」に、子どもの保護と警察への通報をお願ひする。 「防犯ブザー」を小学生の入学時に配布	総務課
○交通安全の確保 ・交通安全事故防止用品の配布	小学校入学時に、予防用品として、ランドセルカバー・えんぴつ・ハンドタオルを配布。 村道等の交通安全施設の整備として、カーブミラー・注意標識等の設置・修繕	総務課

・交通安全教室事業 ・交通安全施設等整備		総務課
-------------------------	--	-----

(5) 男女共同参画の推進

幼少期において、子育ての中心を担うのはほとんどが母親ですが、子どもの入園や入学などを機に、近年では就労する母親も多くなっています。観光地という本村の地域特性から、自営業者も多く、仕事と子育てを切り離せない場合や、時間・就労形態が不規則な場合等、仕事と子育ての両立においての障壁がともないます。

大人が、子育てや仕事を通じて自己実現を図り、子育てに反映していくことが望ましく、今後も、ワークライフバランスや、男女や世代間の意識改革、さまざまな価値観を認め合う地域づくりや、男女共同参画社会の実現にむけて取組めます。

①男女共同参画の意識啓発

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
○男女共同参画事業 ・協議会の設置(平成 20 年 4 月協議会設立) ・白馬村男女共同参画社会づくり計画策定	年 2 回協議会開催 計画に基づき事業開催	総務課

②仕事と子育ての両立支援

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
○施設預かり型子育て支援事業の拡充(再掲) ・一時保育 ・休日保育	満 10 ヶ月～就学前の未就園の児童を家庭で一時的に保育ができない時、保護者に代わり保育する。 月～土曜日 7 時 30 分～18 時 30 分 日曜日・祝祭日 8 時 30 分～17 時 子育て支援ルームにて	健康福祉課
○多様な保育サービスの提供(再掲) ・保育事業 ・未満児保育 ・障がい児保育	保育に欠ける事情があるお子さんを、保育園にて預かる。 定員 180 名 満 10 か月～3 歳未満児のお子さんを預かり保育する。 心身に障がいがあっても集団保育が可能な場合、共に育ちあう「統合保育」を受けることができる。	健康福祉課

・特別保育事業 ①延長保育 ②一時保育 ③休日保育 ④病児、病後児保育	月～土曜日 (朝)：7時30分～8時 (夕)：16時30分～18時30分 満10ヵ月～就学前の未就園の児童を一時的に保育ができない時、保護者に代わり保育する。 月～土曜日 7時30分～18時30分 日曜日・祝祭日 8時30分～17時 現在実施していないが、ニーズに基づき実施を検討していく。	健康福祉課
○児童の居場所の拡充 ・放課後児童クラブ（再掲）	共働きの家庭で、放課後や学校休業日に子どもたちだけで留守を過ごしている家庭のお子さんを対象に、家族が働いている間、子どもたちが安全で充実した生活を送ることができるよう、子どもたちを預かる。 2か所 ・平日：下校時から18時まで ・学校休業日・土曜日：8時30分から17時30分まで	健康福祉課

第5章 計画の推進体制

1. 関係機関等の連携

(1) 住民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、教育・保育施設関係者、小学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関を含めて社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、幼稚園、保育所等をはじめ、地域型保育事業を行う事業者や関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

子育てに関する住民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士等の子育てに関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者の方など地域のさまざまな子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

（３）住民・企業等の参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、住民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。計画について広報等により住民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、住民参加型のサービスの拡充など、地域による取組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに住民及び企業等の参加・参画を推進します。

２．計画の達成状況の点検・評価

本計画に基づく施策を推進するため、白馬村子ども・子育て会議において、事業計画に基づく事業の実施状況等について点検・評価します。事業計画策定後には、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（平成 29 年度）を目安として、計画の見直しを検討します。